

官報 号外

昭和五十四年十二月二十一日

第九十二回 参議院會議録第一号

昭和五十四年十二月二十一日(金曜日)
午前十時三十分開議

○議事日程 第一号

昭和五十四年十二月二十一日
午前十時開議
第一 議席の指定

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、常任委員長辭任の件
- 一、常任委員長の選舉
- 一、特別委員會設置の件
- 一、裁判官訴追委員予備員辭任の件
- 一、裁判官訴追委員予備員の選舉
- 一、請暇の件
- 一、財政再建に関する決議案(中山太郎君外七名發議)(委員會審査省略要求事件)
- 一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)
- 一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する

法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)

一、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(安井謙君) これより會議を開きます。

日程第一 議席の指定
議長は、本院規則第十四条により、諸君の議席をたたいまの仮議席のとおりに指定いたします。

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。運輸委員長三木忠雄君から、常任委員長を辭任したいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(安井謙君) つきましては、この際、欠員となりました運輸委員長選挙を行います。

○中野明君 運輸委員長選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○野呂田芳成君 私は、ただいまの中野君の動議に賛成いたします。

○議長(安井謙君) 中野君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、運輸委員長に黒柳明君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(安井謙君) この際、特別委員會の設置についてお諮りいたします。

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため、委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員會を、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る災害対策特別委員會を、

当面の物価等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る物価等対策特別委員會を、

公職選挙法改正に関する調査のため、委員二十名から成る公職選挙法改正に関する特別委員會を、

を、
科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る科学技術振興対策特別委員會を、
航空機輸入に關し徹底的に調査し、その真相を解明するため、委員二十五名から成る航空機輸入に関する調査特別委員會を、
公害及び環境保全並びに交通安全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十五名から成る公害及び交通安全対策特別委員會を、

また、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため、委員二十五名から成るエネルギー対策特別委員會を、それぞれ設置したいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、沖縄及び北方問題に関する特別委員會外七特別委員會を設置することに決しました。本院規則第三十条により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員會を指名いたします。

議席に配付した氏名表は左のとおり

○沖縄及び北方問題に関する特別委員(二十名)

稲嶺 一郎君	大鷹 淑子君
岡田 広君	上條 勝久君
北 修二君	志村 愛子君
高橋 蒼富君	西村 尚治君
堀江 正夫君	増岡 康治君
粕谷 照美君	川村 清一君
野田 哲君	山崎 昇君
相沢 武彦君	二宮 文造君
立木 洋君	渡辺 武君
喜屋武眞榮君	柿沢 弘治君
○災害対策特別委員(二十名)	
上田 稔君	梶木 又三君

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 特別委員会設置の件 裁判官訴訟委員予備員辞任の件 裁判官訴訟委員予備員の選挙 諸暇の件 議事日程追加の件 財 二

○物価等対策特別委員(二十名)

金丸 三郎君 坂野 重信君
坂元 親男君 鈴木 正一君
田代由紀男君 田原 武雄君
戸塚 進也君 前田 勲男君
青木 新次君 案納 勝男君
松本 英一君 村沢 牧君
吉田忠三郎君 太田 淳夫君
原田 立君 小巻 敏雄君
柄谷 道一君 山田 勇君

○公職選挙法改正に関する特別委員(二十名)

衛藤征士郎君 小林 国司君
斎藤栄三郎君 山東 昭子君
下条進一郎君 夏目 忠雄君
藤井 裕久君 真鍋 賢二君
増田 盛君 最上 進君
大森 昭君 田中寿美子君
高杉 勉忠君 広田 幸一君
目黒今朝次郎君 桑名 義治君
渡部 通子君 小笠原貞子君
木島 則夫君 江田 五月君

○科学技術振興対策特別委員(二十名)

熊谷 弘君 源田 実君
後藤 正夫君 下条進一郎君
玉置 和郎君 中山 太郎君
永野 厳雄君 長谷川 信君
望月 邦夫君 山崎 竜男君
福岡 知之君 松前 達郎君

○航空機輸入に関する調査特別委員(二十五名)

森下 昭司君 吉田 正雄君
塩出 啓典君 渋谷 邦彦君
藤原 房雄君 佐藤 昭夫君
中村 利次君 柿沢 弘治君

○公害及び交通安全対策特別委員(二十五名)

久次米健太郎君 佐々木 満君
高平 公友君 中村 禎二君
秦野 章君 原 文兵衛君
平井 卓志君 福島 茂夫君
藤井 丙午君 二木 謙吾君
降矢 敬雄君 宮田 輝君
山内 一郎君 赤桐 操君
小山 一平君 坂倉 藤吾君
瀬谷 英行君 戸叶 武君
阿部 憲一君 上林繁次郎君
小平 芳平君 沓脱タケ子君
山中 郁子君 柳澤 鍊造君
前島英三郎君

○エネルギー対策特別委員(二十五名)

岩動 道行君 河本嘉久蔵君
熊谷太三郎君 古賀雷四郎君
田代由紀男君 高橋 圭三君
竹内 深君 野呂田芳成君
林 寛子君 福岡日出磨君

真鍋 賢二君 三浦 八水君
吉田 実君 阿貝根 登君
小柳 勇君 対馬 孝且君
浜本 万三君 丸谷 金保君
塩出 啓典君 中尾 辰義君
馬場 富君 市川 正一君
下田 京子君 向井 長年君
秦 豊君

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。
中尾辰義君から裁判官訴訟委員予備員を辞任い
たしたいとの申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よっ
て、許可することに決しました。

○議長(安井謙君) つきましては、この際、
裁判官訴訟委員予備員一名の選挙を行います。
○片岡勝治君 裁判官訴訟委員予備員の選挙は、
その手続を省略し、議長において指名することの
動議を提出いたします。

○野呂田芳成君 私は、ただいまの片岡君の動議
に賛成いたします。

○議長(安井謙君) 片岡君の動議に御異議ござい
ませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、裁判官訴訟委員予備員に広田
幸一君を指名いたします。

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。
加瀬完君から病氣のため三十日間請暇の申し出
がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よっ
て、許可することに決しました。
これにて休憩いたします。
午前十時九分休憩

午後二時七分開議
○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開
きます。
この際、お諮りいたします。
中山太郎君外七名発議に係る財政再建に関する
決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略
し、日程に追加してこれを議題とすることに御異
議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よっ
て、本案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。中山太郎
君。

財政再建に関する決議案
右の議案を発議する。
昭和五十四年十二月二十一日

発議者
中山 太郎 梶木 又三
高平 公友 野呂田芳成
小谷 守 片岡 勝治
中野 明 藤井 恒男
賛成者
安孫子藤吉 青井 政美
浅野 弘 井上 吉夫
岩動 道行 石破 二郎
石本 茂 稲嶺 一郎
岩上 二郎 岩崎 純三
上田 稔 上原 正吉
植木 光教 江藤 智
衛藤征士郎 遠藤 政夫

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 財政再建に関する決議案

小澤 太郎	大石 武一
大島 友治	大鷹 淑子
大谷藤之助	岡田 広
加藤 武徳	片山 正英
金井 元彦	金丸 三郎
上條 勝久	亀井 久興
亀長 友義	河本嘉久蔵
木村 睦男	北 修二
久次米健太郎	楠 正俊
熊谷太三郎	熊谷 弘
源田 実	小林 国司
古賀雷四郎	後藤 正夫
郡 祐一	佐々木 満
斎藤 十朗	坂野 重信
坂元 親男	志村 愛子
塩見 俊二	嶋崎 均
下条進一郎	新谷寅三郎
菅野 儀作	鈴木 正一
鈴木 省吾	世耕 政隆
田代由紀男	田原 武雄
高橋 圭三	高橋 誉富
竹内 潔	玉置 和郎
塚田十一郎	寺下 岩蔵
徳永 正利	内藤善三郎
中西 一郎	中村 啓一
中村 太郎	中村 禎二
永野 厳雄	鍋島 直紹
成相 善十	西村 尚治
泰野 章	初村滝一郎
鳩山威一郎	林 寛子
林 道	原文兵衛
松垣徳太郎	福岡日出磨

福島 茂夫	藤井 裕久
藤井 丙午	藤川 一秋
藤田 正明	二木 謙吉
降矢 敬義	降矢 敬雄
細川 護熙	堀江 正夫
真鍋 賢二	前田 勲男
増岡 康治	増田 盛
町村 金五	丸茂 重貞
三浦 八水	宮田 輝
最上 進	森下 泰
八木 一郎	安田 隆明
山崎 竜男	山内 一郎
山本 富雄	吉田 実
阿具根 登	青木 薪次
赤桐 操	西ヶ久保重光
嶋山 篤	案納 勝
小野 明	大木 正吾
大塚 喬	大森 昭
加瀬 完	粕谷 照美
片山 甚市	勝又 武一
川村 清一	久保 亘
栗原 俊夫	小柳 勇
小山 一平	佐藤 三吾
坂倉 藤吾	志苦 裕
瀬谷 英行	田中寿美子
高杉 勉忠	竹田 四郎
対馬 孝且	寺田 熊雄
戸叶 武	野口 忠夫
野田 哲	浜本 万三
広田 幸一	福岡 知之
藤田 進	松前 達郎
松本 英一	丸谷 金保

宮之原貞光	村沢 牧
村田 秀三	目黒今朝次郎
森下 昭司	矢田部 理
安恒 良一	安永 英雄
山崎 昇	吉田忠三郎
吉田 正雄	和田 静夫
阿部 憲一	相沢 武彦
和泉 照雄	内田 善利
太田 淳夫	柏原 ヤス
上林繁次郎	黒柳 明
桑名 義治	小平 芳平
塩出 啓典	渋谷 邦彦
白木義一郎	鈴木 一弘
田代富士男	多田 省吾
中尾 辰義	二宮 文造
馬場 富	原田 立
藤原 房雄	三木 忠雄
峯山 昭範	宮崎 正義
矢追 秀彦	矢原 秀男
渡部 通子	井上 計
柄谷 道一	木島 則夫
栗林 卓司	三治 重信
田淵 哲也	中村 利次
向井 長年	柳澤 鍊造
有田 一寿	江田 五月
田 英夫	秦 豊
前島英三郎	円山 雅也
青島 幸男	市川 房枝
喜屋武眞榮	下村 泰
山田 勇	柿沢 弘治
野末 陳平	森田 重郎

参議院議長 安井 謙殿

財政再建に関する決議

国民福祉充実に必要な歳入の安定的確保を図るとともに、財政によるインフレを防止するためには、財政再建は、緊急の課題である。

政府が閣議決定により昭和五十五年度に、導入するための具体的方策として、これまで検討してきたいわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた。従つて財政再建は、一般消費税(仮称)によらず、まず行政改革による経費の節減、歳出の節減合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等を抜本的に推進することにより財源の充実に努めるべきであり、今後、景気の維持、雇用の確保に十分留意しつつ、歳入にわたり幅広い観点から財政再建策の検討を進めるべきである。

〔中山太郎君登壇、拍手〕

○中山太郎君 ただいま議題となりました財政再建に関する決議案につきまして、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

財政再建に関する決議案

国民福祉充実に必要な歳入の安定的確保を図るとともに、財政によるインフレを防止するためには、財政再建は、緊急の課題である。

政府が閣議決定により昭和五十五年度に導入するための具体的方策として、これまで検討してきたいわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた。従つて財政再建は、一般消費税(仮称)に

昭和五十四年十二月二十一日 参議院会議録第一号
議事日程追加の件 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

四

よらず、まず行政改革による経費の節減、歳出の節減合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等を抜本的に推進することにより財源の充実を図るべきであり、今後、景気の維持、雇用の確保に十分留意しつつ、歳出、歳入にわたる幅広い観点から財政再建策の検討を進めるべきである。

右決議する。

以上であります。

提案の趣旨は案文の中に盛り込まれているとおりでありますので御了承願います。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの決議に対し、大蔵大臣から発言を求められました。竹下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) ただいまの財政再建に関する決議に対しまして、政府の所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨に十分配慮して、歳出、歳入、両面にわたる幅広い観点から財政再建を進めてまいりる所存であります。(拍手)

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(いずれも第九十回国会内閣提出衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長古賀四郎君。

〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月十日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二」に改める。

第一条の十一の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給(同条第四項、第六項若しくは第八項の規定若しくは前条第二項若しくは第四項の規定又は第一条の十一第一項若しくは前条第七項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十一第四項各号若しくは前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合)にその改定年金額の算定の基礎となるべき(仮定俸給)に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。第八項において同じ。)を受ける

者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十四万七千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十八万五千三百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金

金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に
応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短期間年金に達しているものに
係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短期間年
金に達しているものに係る年金 四十八
万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三
十二万三千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分
に依りそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有
する六十歳未満の妻が受ける年金 三十
七万四千五百円

ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の
妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け
る年金 三十二万三千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十四万二千七百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が旧法の規定による遺族年金に相当する年
金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に
該当する場合には、これらの規定により算定
した額に当該各号に掲げる額を加えた額をも
つて、当該年金の額とする。この場合におい
ては、第一条の九第五項ただし書の規定を準
用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八
千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七
万二千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く) 三万六千円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以
後に六十歳に達したとき(遺族である子を有
する妻が同日以後に六十歳に達したときを除
く)は、その達した日の属する月の翌月分以
後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻
であり、かつ、遺族である子を有しないものが
昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達した
ときは、その達した日の属する月の翌月分以
後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾
年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四
年四月一日以後に六十五歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、同項
の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に
七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族
年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が
同日以後に七十歳に達したときを除く)は、
その達した日の属する月の翌月分以後、第二
項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用する。
第一条の十二の二 前条の規定の適用を受ける
年金(その年金の額の計算の基礎となつた組
合員期間のうち実在職した期間が最短期間年
金に達している年金に限る。第六項において
同じ。)を受ける者が八十歳以上の者である場
合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、
同条第一項の規定に基づいて算定した額に、
次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当
該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加

えた額に改定する。この場合においては、第
一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短期間年
年限の年数を控除した年数(次号において
「控除後の年数」という。)一年につき前条第
一項の規定により俸給とみなされた額の三
百分の二に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 控除後の年数一年につき前条第一項の
規定により俸給とみなされた額の六百分の
二に相当する金額

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定さ
れた年金のうち旧法の規定による遺族年金に
相当する年金の額(その額について、同条第
四項又は第六項の規定の適用があつた場合に
は、その額からこれらの規定により加算され
るべき額に相当する額を控除した額)又は前
項の規定の適用を受けてその額が改定された
年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区
分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないと
きは、昭和五十四年六月分以後、その額を、
当該各号に掲げる額に改定する。この場合に
おいては、第一条第四項後段の規定を準用す
る。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 六十四万七千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金のうち六十歳以上の者及び遺族である子
を有する六十歳未満の妻が受ける年金 四
十二万円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金
を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相
当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各
号の一に該当する場合には、昭和五十四年六
月分以後、同条第一項、第二項若しくは第八
項又は前二項の規定により算定した額に当該

各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年
金の額とする。この場合においては、第一条
の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円
二 遺族である子二人以上を有する場合 八
万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く) 四万八千円

4 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法
の規定による遺族年金に相当する年金を受け
る者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に
達したとき(遺族である子を有する妻が同日
以後に六十歳に達したときを除く)は、その
達した日の属する月の翌月分以後、第二項の
規定に準じてその額を改定する。

5 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法
の規定による遺族年金に相当する年金を受け
る者であつて、六十歳未満の妻であり、か
つ、遺族である子を有しないものが昭和五十
四年六月一日以後に六十歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、第三
項の規定に準じてその額を改定する。

6 前条の規定又は第二項若しくは第四項の規
定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十
四年六月一日以後に八十歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、第一
項の規定に準じてその額を改定する。

7 前条の規定の適用を受けてその額が改定さ
れた年金のうち旧法の規定による遺族年金に
相当する年金(六十歳以上の者及び遺族であ
る子を有する六十歳未満の妻が受ける年金を
除く)の額が四十二万円に満たないときは、
昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二
万円に改定する。

8 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者
が妻である場合において、その者が昭和五十
四年十月一日以後に六十歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、第三

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 六

項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十一の二」を「第二条の十二の二」に改める。

第二条の十一の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十四年度における特別措置法による公務員年金等の額の改定)

第二条の十二 第二条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて

いる別表第一の十四の仮定俸給(前条第二項の規定又は第二条の十一第十項若しくは前

条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従

前の年金額をもつて改定年金額とした年金に

ついては、第二条の十一第一項の規定により

年金額を改定したものとした場合にその改定

年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に

対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給と

みなし、第二条第一項の規定に準じて算定し

た額に改定する。この場合において、同項中

「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と

読み替へるものとする。

2 第一条の十二第二項の規定は、前項の規定

の適用を受ける年金(その年金の額の計算の

基礎となつた組合員期間のうち実在職した期

間が旧法の規定による退職年金に相当する年

金を受ける最短期間年限に達している年金に

限る。第八項において同じ。)を受ける者が七

十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族

年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫

である場合について準用する。この場合にお

いて、同条第二項中「旧法の規定による遺族

年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金

又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項

の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十七に定める障害

の等級に対応する年金額(障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

五万円を加えた額)

二 殉職年金 八十三万六千円

三 障害遺族年金 六十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける

権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族

年金を受ける権利を有する者については、こ

れらの規定により算定した額(以下この項に

において「算定額」という。)に三万六千円(扶養

遺族一人を有する場合にあつては四万八千

円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつて

は七万二千円)を加えた額をもつて当該年金

の額とする。ただし、当該年金の額が次の各

号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該

各号に掲げる額に達しない場合には、算定額

に加える額は、当該各号に掲げる額からその

者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円

二 障害遺族年金 六十七万五千円

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の

適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親

族がある場合には、第三項第一号に掲げる額

に配偶者である扶養親族については十萬八千

円、配偶者以外の扶養親族については一人に

つき一萬二千元(そのうち二人までについて

は、一人につき三萬二千四百円(配偶者であ

る扶養親族がない場合にあつては、そのうち

一人に限り六萬六千円)を加えた額を同号に

掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を

有する者に扶養遺族がある場合には、第三項

第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受

ける場合には、同項の規定を適用した場合の

額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三

項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を

受ける場合には、同項の規定を適用した場合

の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、そ

れぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と

して、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一萬二千元(そのう

ち二人までについては、一人につき三萬二千

四百円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当

する金額

8 第一条の十二第八項の規定は、第一項又は

第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者

が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達し

たとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける

妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したと

きを除く)について準用する。この場合にお

いて、同条第八項中「第二項」とあるのは、

「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当

する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族

年金」と読み替へて、同項」と読み替へるもの

とする。

9 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又

は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定

について準用する。

第二条の十二の二 第一条の十二の二第一項の

規定は、前条の規定の適用を受ける年金(そ

の年金の額の計算の基礎となつた組合員期間

のうち実在職した期間が旧法の規定による退

職年金に相当する年金を受ける最短期間年限

に達している年金に限る。第七項において同

じ)を受ける者が八十歳以上の者である場合

について準用する。この場合において、第一

条の十二の二第一項中「同条第一項」とあるの

は「第二条の十二第二項」と、「旧法の規定に

よる遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉

職年金又は障害遺族年金」と読み替へるもの

とする。

職年金又は障害遺族年金」と読み替へるもの

とする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定さ

れた年金の額(同条第四項の規定の適用があ

つた場合には、同項の規定により加算される

べき額に相当する額を控除した額)又は前項

の規定の適用を受けてその額が改定された年

金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分

に応じ、当該各号に掲げる額に満たないとき

は、昭和五十四年六月分以後、その額を、当

該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十八に定める障害

の等級に対応する年金額(障害の等級が一

級又は二級に該当するものにあつては、十

八万円を加えた額)

二 殉職年金 九十一万八千円

三 障害遺族年金 七十九万九千円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金

を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は

障害遺族年金を受ける権利を有する者につ

いては、昭和五十四年六月分以後、同条第一

項若しくは第二項又は前二項の規定により算

定した額(以下この項において「算定額」とい

う。)に四万八千円(扶養遺族一人を有する場

合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有

する場合にあつては八万四千円)を加えた額

をもつて当該年金の額とする。ただし、当該

年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応

じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない

場合には、算定額に加える額は、当該各号に

掲げる額からその者に係る算定額を控除した

額とする。

一 殉職年金 九十九万円

二 障害遺族年金 七十八万九千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の

適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権

利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二項の十二の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第二項の十二の二第二項第二号に掲げる額」と、同条第七項中「第三項第三号」とあるのは「同条第三項」と、同条第七項中「第三項第四号」とあるのは「同条第二項第三号」と、同条第七項中「第三項第五号」とあるのは「同条第二項第二号又は」と読み替えるものとする。

7 第一項の十二の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定を適用する年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一項の十二の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一項」とあるのを「第二項の十二の二第一項」と、同条第一項の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項と読み替えるものとする。

8 第一項第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三項の十一の二の次に次の二条を加える。
(昭和五十四年度における旧法による年金の額の改定)

第三項の十二 第一項の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金(第三項第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二項の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金(第三

条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第三項の十二の二 第一項の十二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三項第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二項の十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三項第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額について、それぞれ準用する。

第四項第一項中「第十条の二まで」を「第十条の三まで」に改め、同条第五項中「及び第十条の二第十一項を」、第十条の二第十一項及び第十条の三第二項に改める。

第十条の二第二項中「又は遺族年金」の下に「(次条において「昭和五十二年三月三十一日以前の年金」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十二年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額)

二 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額)

2 前項の規定は、昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした者等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一項第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前条第十四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十一項第三項、第十一項の二第三項及び第十一項の三第四項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第五項」に改める。

第十五条の二第二項中「とあるのは「新法」を」とあるのは「昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)第二条の規定による改正前の新法」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 八

別表第一の十五(第一条の十二、第二条の十二関係)		別表第一の十四の仮定俸給	仮定俸給
六三、七一〇円	六六、二三〇円	六三、七一〇円	六六、二三〇円
六六、三三〇	六八、九六〇	六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇	六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇	六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇	七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇	七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七九、三四〇	七六、三五〇	七九、三四〇
七八、四六〇	八一、五三〇	七八、四六〇	八一、五三〇
八一、〇三〇	八四、一九〇	八一、〇三〇	八四、一九〇
八三、六二〇	八六、八八〇	八三、六二〇	八六、八八〇
八六、四五〇	八九、八二〇	八六、四五〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、七七〇	八九、三〇〇	九二、七七〇
九二、八六〇	九六、四六〇	九二、八六〇	九六、四六〇
九五、一三〇	九八、八一〇	九五、一三〇	九八、八一〇
九八、〇六〇	一〇一、八五〇	九八、〇六〇	一〇一、八五〇
一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇	一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇
一〇六、五八〇	一〇七、六九〇	一〇六、五八〇	一〇七、六九〇
一〇八、一〇〇	一一〇、二七〇	一〇八、一〇〇	一一〇、二七〇
一一二、四七〇	一一六、七九〇	一一二、四七〇	一一六、七九〇
一一八、二八〇	一二二、八二〇	一一八、二八〇	一二二、八二〇
一二四、六八〇	一二九、四七〇	一二四、六八〇	一二九、四七〇
一二七、九六〇	一三二、八六〇	一二七、九六〇	一三二、八六〇
一三一、〇八〇	一三六、〇九〇	一三一、〇八〇	一三六、〇九〇
一三五、五三〇	一四〇、七一〇	一三五、五三〇	一四〇、七一〇
一三八、一六〇	一四三、四三〇	一三八、一六〇	一四三、四三〇
一四五、七八〇	一五一、三三〇	一四五、七八〇	一五一、三三〇
一四九、五五〇	一五五、二二〇	一四九、五五〇	一五五、二二〇
一五三、五一〇	一五九、三二〇	一五三、五一〇	一五九、三二〇
一六一、一二〇	一六七、一八〇	一六一、一二〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七五、一二〇	一六八、八一〇	一七五、一二〇
一七〇、七九〇	一七七、一七〇	一七〇、七九〇	一七七、一七〇
一七七、一四〇	一八三、七三〇	一七七、一四〇	一八三、七三〇
一八六、一四〇	一九三、〇三〇	一八六、一四〇	一九三、〇三〇
一九五、〇六〇	二〇二、二二〇	一九五、〇六〇	二〇二、二二〇
二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇	二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇

備考 年金額の算定の基礎となつて別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合には、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。	二〇五、九三〇	二二三、四七〇
	二二六、八三〇	二二四、七三〇
	二二七、五〇〇	二三五、七五〇
	二二九、五九〇	二三七、九一〇
	二三七、九三〇	二四六、四八〇
	二四八、四八〇	二五七、二八〇
	二五八、九八〇	二六八、〇三〇
	二六九、四二〇	二七八、七二〇
	二七五、九八〇	二八五、四三〇
	二八三、〇一〇	二九二、六三〇
	二九六、五二〇	三〇六、四七〇
	三〇一、一八〇	三二〇、四六〇
	三〇七、〇七〇	三二七、五一〇
	三二二、五八〇	三三四、一八〇
	三三六、九一〇	三四七、八三〇
	三四二、九八〇	三五四、〇四〇
	三五〇、〇一〇	三六一、二四〇
	三六二、七三〇	三七四、二八〇
	三七六、五三〇	三八八、二三〇
	三八三、二三〇	三九〇、九四〇
	三八九、五六〇	三九三、五一〇

別表第三の十四の次に次の一表を加える。

別表第三の十五(第二条の十二関係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	二三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円以下のもの	二四・八割
一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割
一五九、三二〇円を超え一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割
一四三、四三〇円を超え一五九、三二〇円以下のもの	二六・一割
一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円以下のもの	二六・九割

一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円以下のもの	二七・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割
一〇一、八五〇円を超え一〇四、八〇〇円以下のもの	二九・〇割
九八、八一〇円を超え一〇一、八五〇円以下のもの	二九・三割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円以下のもの	二九・八割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円以下のもの	三〇・二割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円以下のもの	三〇・九割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超え七二、三四〇円以下のもの	三二・七割
六八、九六〇円を超え七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、二三〇円を超え六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、二三〇円のもの	三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。

別表第四の十七(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一	級	三、一一〇、〇〇〇円	
二	級	二、五五七、〇〇〇円	
三	級	二、〇六八、〇〇〇円	
四	級	一、五九二、〇〇〇円	
五	級	一、二四九、〇〇〇円	
六	級	九八七、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一	級	三、二三〇、〇〇〇円	
二	級	二、六五七、〇〇〇円	
三	級	二、一六八、〇〇〇円	
四	級	一、六八二、〇〇〇円	
五	級	一、三三九、〇〇〇円	
六	級	一、〇六七、〇〇〇円	

備考
一 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第十条の三、第十五条の三関係)

俸 給 年 額	率	金 額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの	〇・四〇五	八二八、八〇〇円

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条の三」を「第八十条」に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第二十一条第一項第三号中「第九十八条第一項各号」を「第九十八条各号」に改める。

第三十八条第三項中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

第四十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項、第八十条第四項」に、「第百六条第一項」を「第百六条」に改める。

第七十二条第一項第四号を次のように改める。

四 脱退一時金

第七十二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

第七十四条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十五条第一項中「身分関係の移動」の下に「支給の停止を加える」。

第七十六条の三を削る。

第七十七条第二項及び第三項中「五十五歳を「六十歳」に改め、同条に次の三項を加える。

4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの

分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第二項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額」を削る。

第七十九条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十七条第一項及び」を「第七十七条第一項及び第四項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額」である。

が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとす。

第七十九条第四項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の二第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。

第八十条を次のように改める。

(脱退一時金)

第八十条 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

1 退職一時金の額は、次の各号に掲げる金額とする。

この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額」である。

が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとす。

第七十九条第四項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の二第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。

第八十条を次のように改める。

(脱退一時金)

第八十条 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額

イ 俸給月額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に於ける利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職(当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。)が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)が行うことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第八十条の二の前の見出し並びに同条及び第八十条の三を削る。

第八十二条の二第二項中「前条第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改める。

第八十二条の三を削る。

第八十三条の見出し中「変つた」を「変わった」に改め、同条第四項から第七項までを削る。

第八十四条の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改

め、同条第三項を削る。

第八十五条第四項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第五項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第六項第二号中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、「第八十二条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額)」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改める。

第八十八条第二号及び第八十八条の二第二号中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削る。

第八十八条の四第二項を削る。

第八十八条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一に」、「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千元」を「八万四千円」に、「三万六千元」を「四万八千円」に改める。

第八十九条中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十二条の二第四項を削る。

第九十二条の三第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十三条とする。

第九十八条第二項を削る。

第一百条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第一百二条第三項中「相当する金額」の下に「の全部又は一部」を加える。

第一百一条第四項中「組合員」を「組合員を代

表する者」に改め、同条第九項中「前各号」を「前各項」に改める。

第二百二十四条の二を次のように改める。
(公社等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第二条第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は公社の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公社その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公社職員又は公庫等職員である期間引き続き転出(公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合において、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金及び国の負担金」

と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金」と、第二百二条中「各省各庁の長(自治大臣を含む。)又は職員団体」とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「公社又は公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとする者(以下この条において「継続長期組合員」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
二 引き続き公社職員又は公庫等職員として在職しなくなつたとき。
三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合を含む。)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公社又は公庫等に転出した場合については、適用しない。

5 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 一二

第百二十四条の三を削る。

附則第三条の二中。以下「昭和四十九年法律第九十四号」という。を削り、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第三条の二 連合会加入組合以外の組合が連合会に加入することとなつたときにおける当該組合に係る権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の次に次の六条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で大蔵省令で定める者に限る。が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当するものを除く。があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例)

第十二条の三 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後に於ける国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「改正前の法」という。)第八十条の規

定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。又は第八十七条の規定による廃疾一時金(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者(改正前の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十六條第二項本文若しくは第七十六條の二第一項又は附則第十三條の二第二項若しくは第三項の規定 改正前の法第七十六條の三各号(改正前の法附則第十三條の二第四項において準用する場合を含む。)に掲げる金額

二 第八十二條第一項本文若しくは第二項前段又は第八十二條の二第一項前段若しくは第二項前段の規定 改正前の法第七十六條の三各号に掲げる金額

三 第八十八條第一号又は第八十八條の二第一号の規定 前号に掲げる金額

四 第八十八條第二号、第三号若しくは第四号、第八十八條の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二條の二第一項、第二項若しくは第三項の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

2 公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金から行うものとする。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条の四 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第七十九條第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第七十九條第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十二条の四に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年 ^七 一月二日から昭和六年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六年 ^七 一月二日から昭和九年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年 ^七 一月二日から昭和十二年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年 ^七 一月二日から昭和十五年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十五歳
--	------	------

昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者

五十六歳 四十六歳

昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者

五十七歳 四十七歳

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者

五十八歳 四十八歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

五十九歳 四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第七十九条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に同じ保険数理を基礎」として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)
第十二条の六 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第八十九条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十八歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二条の七 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者(昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員である者に限る)が、退職した後六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下この条において「特例死亡一時金」という。)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に於ける利子に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定(第八十条の規定を除く。)を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、

特例死亡一時金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条中「(以下この条において「基準日」という。前項に前項等であつた期間を有するものを「当分の間」の下に「別段の定めがあるものを除く」を加える。

附則第十三条の二第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年数と基準日以後の衛視等であつた期間の年数とを合算した年数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 一四

附則第十三条の二第二項中「これを」を「超える」に、「百分の一・五(二十五分の一)をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」に相当する金額を「百分の一・五に相当する金額(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の俸給年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」に改め、同条第三項中「前項」の下に「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)第四十五条(この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第四十八条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「から第四号まで」を削り、同項第二号中「二十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の退職年金基礎額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「期間が三十年」を「期間が三十五年」に改め、「三十年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を」を削り、同号を同項第三号とし、同条第四項を次のように改める。

附則第十三条の六第一項を次のように改める。

「項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年(附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「十五年」とあるのは「二十年(同号イからホまでに掲げる者については、三十五年からこれらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数を控除した年数)」と、「一万九千八百円」とあるのは「一万九千八百円(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、一万九千八百円に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「百分の一に相当する金額」とあるのは「百分の一に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」に、俸給年額の百分の五(同号ロに掲げる者については百分の四とし、同号ハに掲げる者については百分の三とし、同号ニに掲げる者については百分の二とし、同号ホに掲げる者については百分の一とする。)に相当する額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額)」と、第八十六条の二第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、第八十二条の二第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第

を乗じて得た額」と、第八十六条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の六第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の七第一項を次のように改める。

「衛視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一号中「俸給年額の百分の四十」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額(以下第八十八条の四までにおいて「俸給年額」という。))の百分の四十」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「第七十六条の二」とあるのは「附則第十三条の二第三項」と、「第七十六条第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第

附則第十三条の五の見出しを「(通算退職年金の特例)」に改め、同条中「基く」を「基づく」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

附則第十三条の五の見出しを「(通算退職年金の特例)」に改め、同条中「基く」を「基づく」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）以上である者を除く。）」と、第八十八条の二中「前条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「百分の五に相当する額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄（イ）に掲げる割合を乗じて得た額）」と、同条第二号中「第七十六条第二項」とあるのは「附則第十三条の二第二項」と、「第七十六条の二」とあるのは「同条第三項」と、第八十八条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、第八十八条の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」と、同条第二項中「第八十八条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により

読み替えられた第八十八条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の八中「衛視等」を「附則第十三条の規定の適用を受ける衛視等」に改める。

附則第十三条の九の次に次の一条を加える。

第十三条の十 退職の時まで引き続き二十年以上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して」として、これらの規定を適用し、附則第十二条の四及び第十二条の五の規定は、適用しない。

一 停年（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五條第一項に規定する停年をいう。次号において同じ。）に達したことにより退職した者

二 その者の事情によらないで停年に達するまで引き続き勤務することを困難とする理由により停年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの

2 前項の規定の適用を受ける者で昭和十五年一月一日以前に生まれたものについては、同項の規定により読み替えられた第七十九條第一

二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」に就いて保険数理を基礎とするほか附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

附則第十四条中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とし、附則第十四条の四を削る。

附則第二十條の次に次の一条を加える。

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第二十條の二 国は、当分の間、長期給付に要する費用（第九十九條第二項第三号に掲げる費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国が前項の規定による負担をする場合における第九十九條第一項及び第二項、第二百二條第一項及び第三項並びに第二百三條の規定の適用については、第九十九條第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第二十條の二第二項の規定による」と、同条第二項第二号中「長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）」とあるのは「長期給付に要する費用（次号に掲げるもの及び附則第二十條の二第二項の規定による国の負担に係るものを除く。）」と、第二百二條第一項及び第三項中「第九十九條」とあるのは「第九十九條及び附則第二十條の二第二項」と、第二百三條中「第九十九條第二項」とあるのは「第九十九條

第二項及び附則第二十條の二第二項」とする。

3 国が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第十七條の規定の適用については、同条中「並びに第二百二十六條第二項」とあるのは、「第二百二十六條第二項並びに附則第二十條の二第二項」とする。

4 第二百二十四條の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「国」とあるのは「公社又は公庫等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百二十四條の二第二項若しくは国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第九條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は同法附則第二十二條に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役員に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「国」とあるのは「公庫等」として、これらの規定の例による。

附則の次に附則別表として次の二表を加える。

附則別表第二

期 間		割 合			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間				百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十八年を超え三十年に達するまでの期間				百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間				百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十七年を超え三十年に達するまでの期間				百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間				百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	二十六年を超え三十年に達するまでの期間				百分の二・五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間				百分の二・五

期 間		割 合			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
三年未満	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
三年以上六年未満	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
三年以上六年未満	二十年を超え二十二年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
六年以上九年未満	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
六年以上九年未満	二十年を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
九年以上十二年未満	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
九年以上十二年未満	二十年を超え二十四年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五

昭和五十四年十二月三十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 一七

[illegible]

二十二年以上 二十三年未滿	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	十八年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上 二十四年未滿	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上 二十五年未滿	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

別表第二中、別表第二（第八十條、第八十三條關係）を「別表第二（第八十條關係）」に改める。
別表第二の二を削る。

別表第三中「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十二条の二、第八十三条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」を「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「合わせ」に改め、同表の備考中「あつては」を「あつては、」に、「基い

て」を「基ついて」に改める。
 (国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第四節 退職一時金に関する経過措置」を「第四節 減額退職年金に関する経過措置」に、「第三節 削除(第三十四条・第三十五条)」を「第三節 削除」に改める。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 一八

第二条第一項第三号中「公務による廃疾年金」の下に「公務によらない廃疾年金」を加え、同項中第二号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削り、同条第二項中「又は第二十二号」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分中ただし書を削る。

第八条から第十条までの規定中「退職一時金」を削る。

第十一条第二項中「第四号」を「第六号」に、「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加え、「当該各号」を「同項」に改め、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第十三条第二項中「(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべき」ととされている金額を控除した金額」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短年金年限(次項、第二十四条の二及び第四十五条の三の二において「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものである場合における当該退職年金の額については、新法第七十六条第二項及び新法第七十六条の二並びに第十一号から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十六条第二項及び新法第七十六条の二並びに第十一号から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十六条第二項及び新法第七十六条

の二並びに第十一号から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第三章第三節第十七条の次に次の一条を加える。

(退職年金の停止に関する特例)
第十七条の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一条の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一条の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条又は第十二条第二項の規定により算定した退職年金の額に第七号第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十三条第三項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する普通恩給等の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止

について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十七条第四項の規定は、適用しない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 減額退職年金に関する経過措置

(減額退職年金の停止に関する特例)

第十八条 前条第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十九条第三項において準用する新法第七十七条第四項の規定は、適用しない。

第十九条 削除
第二十二條第二項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第五項中「同条第一項各号」との下に、「同項」とあるのは「同条第二項」とを加える。

第二十三條第一項を次のように改める。
第十二條第一項各号に掲げる者に廃疾年金

の給付事由が生じた場合における新法第八十二条第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十二条の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第二十三條第二項中「前項の場合において、」を削り、「ときは、同項」を「場合における前項」に改める。

第二十四條中「から第八十二条の三まで」を「新法第八十二条の二」に、「別表」を「別表第一」に改め、「(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五条第八項の規定の適用については、同項中「含む。」とあるのは、「含む。」又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十四条前段」とする。

第二十四條の次に次の一条を加える。
(公務によらない廃疾年金の特例)

第二十四條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものの額については、新法第八十二条及び新法第八十二条の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円
二 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

以上のものに係る年金（前号に掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十二条及び新法第八十二条の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定の適用を受ける公務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、廃疾年金の額を改定する。

第二十五条第一項中「から第八十二条の三まで」を「及び新法第八十二条の二」に、「及び第二十三条」を、「第二十三条及び前条」に改める。

第三十一条第二項中「その超える期間」を「(當該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第三項中「六十五歳を六十歳」に改め、同条第四項中「(妻である配偶者、子及び孫を除く。第五項において同じ。)が七十歳に達した場合」を「が七十

歳に達した場合（妻である配偶者、子又は孫が六十歳に達した場合を除く。）又は八十歳に達した場合に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第五項中六十五歳に達した場合」を「六十歳に達した場合（妻である配偶者、子又は孫が六十歳に達した場合を除く。）」に改める。

第三十一条の二中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第三十二条の第三項中、「(第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額)の百分の五十に相当する金額を控除した金額)を削る。

第三十三条第一項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に改め、同条第二項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」

に、「八十万四千円」を「九十一万八千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第三十八條第一項中（新法第七十九條の二、新法第八十條の二、新法第八十條の三及び新法第九十三條の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。）を削り、同条第二項中、減額退職年金の下に、「通算退職年金」を、「退職一時金」

の下に」(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」とい

う。第二条の規定による改正前の新法（以下昭
和五十四年改正前の新法」という。）第八十条の
規定による退職一時金（当該退職一時金とみな
される給付を含む。）をいう。以下この条、次
条、第四十一条の二及び第四十一条の三におい
て同じ。」を加える。

第三十九条第二項中「若しくは減額退職年金」を、「減額退職年金若しくは通算退職年金」に改め、同項ただし書を削る。

第四十一条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「第三章第一節から第三節までの」を「第三章」に、「第二十四条を」第二十四条の二に改め、同条第二項中「第七条第一項ただし書」を削り、「月を除く。」との下に、「第八条第一項及び第二項、第九条並びに第十条中

「又は廃疾一時金」とあるのは、「脱退一時金又は廃疾一時金」とを、「退職の日まで」との下に

「第三十八條第二項中『又は退職一時金』とあるのは、『脱退一時金又は退職一時金』と、同条第三項中『退職一時金』とあるのは、『脱退一時金又は退職一時金』とあるのは、『脱退一時金若しくは退職一時金』とあるのは、『脱退一時金若しくは退職一

第四十一条の二第二項各号列記以外の部分中「第十九条」を「昭和五十四年改正法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期

給付に関する施行法（以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。）第十九条に改め、同項第一号中「第十九条第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十条の規定による」を削り、「廢疾一時金」の下に「（当該廢疾一時金とみなされる給付金）を含むものとし、当該給付以外のものであつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第二十三条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第二項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」と

あるのは第四十一条の第二項又は第二項と読み替えるものとする。

第四十一条の三中「第十九条」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条」に改める。

第四十一条の四を次のように改める。

（再就職者に係る遺族年金の額に関する経過）

措置)
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げ

る者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは、その死亡した者（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第四十一条において準用する

る同法第八条若しくは第九条の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならば、これらの規定による退職年金を受ける権利を有

することとなる者を除く。）の遺族」と、「同号及び第八十八条の二から第八十八条の五まで」とあるのは「同号及び同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「同法第四十一条第一項において準用する同法第四十一条の規定により算定した金額（その死亡した者が、退職一時金（同法第三十八条第二項に規定する退職一時金をいう。）の額の算定につき昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第三十条の規定による改正前の国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法第十九条の規

法の適用を受けた場合又は国家公務員共済組
合法の長期給付に関する施行法第四十一条第
一項において準用する同法第十二条第一項各
号に掲げる者である場合には、その算定した
金額から同法第四十一条の二第二項各号に掲

ける金額又は同法第四十一条第一項において準用する同法第十二条第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額の百分の五十と、同条第三項中「第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条の四の規定によ

り読み替えられた第一項」とする。
第四十四条第一項中「十五年」の下に「（新法附

二項中、「退職一時金」を削る。

第四十五条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「こえる」を「超える」に、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の二)」を

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 二〇

「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の備視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、一年につき当該俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額)に改め、同条第二項中(その超える期間)を(当該恩給更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十五条の二中「算定した金額」を「算定した第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金の額」に改め、同条第一号中「恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金」を「備視等であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則第十三条の二第三項第二号の規定により算定した金額

第四十五条の二の二中「第四十五条第一項又は」を「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条第一項若しくは」に、「これらの規定に規定する恩給更新組合員」を「これらの規定に規定する者に」、「前条の」を「新法附則第十三条の二第三項又は前条の」に、「同条の」を「同項又は同条の」に改める。

第四十五条の三第二項中(第十二条第一項第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)を削り、同条第三項中「前三条及び」を「新法附則第十三条の二第三項並びに前三条及び」に、「百分の一・五」を「百分の一・五に相当する金額」に、「合算して二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。」に相当する額を「合算

した年数で昭和五十四年十月一日前の年数が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た額。以下この項において同じ。に、「前三条の」を「新法附則第十三条の二第三項及び前三条の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた備視等であつた期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているものである場合において、新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定により算定した退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額をこれらの規定による退職年金の額とする。

2 新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第四十五条の四「及び第十七条第一項」を「第十七条第一項及び第十七条の二」に、「第十一号の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二条第二項」とあるのは「第四十五条の二の二(第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」を「第十一号の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又

は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」に改め、「普通恩給の年額」の下に「と、第十七条の二第二項第一号中「第十一号」とあるのは「第四十五条」と、「同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額」とあるのは「同条第一項第一号に掲げる金額」と、同条第二号中「第十一号の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」と、「第七条第一項各号の期間を合算した期間」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年」と、「組合員期間」とあるのは「備視等であつた期間」と、同条第三号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給等の額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」を加える。

第四十五条の五中「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十八条の規定は、第四十五条から第四十五の三までの規定により算定される退職年金に基づき減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十八条中「前条第一項各号」とあるのは、「第四十五条の四の規定により読み替えられた前条第一項各号」と読み替へるものとする。

第四十六條第一項中「から第二十四条まで」を「及び第二十三条に、「十五年」を「十五年(公務による廃疾年金にあつては、新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)に、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年を超え二十年に達するまでの期

間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。に「を「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(公務による廃疾年金にあつては、昭和五十五年一月一日前の備視等であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第二の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の備視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。に改め、「及び第二十四条」を削る。

第四十七條第一項第一号中「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。に改める。

第四十八條中「及び第二十三条」を削り、「第三十一條第一項」を「同条第一項」に、「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)に、「第三十一條第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第四十八條の二第二項中「第四十五條第一項」を「新法附則第十三条の二第三項の規定並びに第四十五條第一項」に、「第四十五條の三」を「第四十五條の三の二」に改める。

第四十八條の四の見出し中「取扱」を「取扱い」

に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十四条第一項及び第二項中「又は廃疾一時金」とあるのは、「脱退一時金又は廃疾一時金」と、第四十五条の三第三項中「施行日」とあるのは「第四十八条の四に規定する長期組合員となつた日」と、前条中「第三十八条第一項」とあるのは「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」と、「同条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八條第二項」とあるのは、「第四十四条第二項」とあるのは、「第三十八條第二項若しくは第三項又は第三十九條第二項の規定の適用については、第三十八條第二項中「又は退職一時金」とあるのは、「脱退一時金又は退職一時金」と、「第八條第二項」とあるのは、「第四十四条第二項」と、同条第三項中「第八條第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、「第三十九條第二項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」と読み替へるものとする。

第四十八條の五を次のように改める。
(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八條の五 第四十一條の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一條の四中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一條第一項において準用する同法第八條若しくは第九條」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八條の四において準用する同法第四十四條第一項若しくは第二項」と、「同法第四十一條第一項において準用する同法第三十一條の二から第三十二條の四まで」とあるのは「同法第四十八條の四において準用する同法第四十八條の二」と、「同法第四十一條第一項において準用する同法第十一條第一項」とあるのは「同法第四十八條の四

において準用する同法第四十五條第一項」と、「同法第四十一條第一項において準用する同法第十二條第一項各号」とあるのは「同法第四十二條において準用する同法第十二條第一項第一号」と、「同法第四十一條の二第一項各号」とあるのは「同法第四十二條第一項において準用する同法第四十一條の二第一項第一号」と、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一條の四」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八條の五」と読み替へるものとする。

(継続長期組合員の取扱ひ)

第四十九條の三 新法第二百二十四條の二第二項に規定する継続長期組合員に対する第四章及び第五章の規定の適用については、これらの規定中「公務」とあるのは「業務」とする。

2 前項に定めるもののほか、新法第二百二十四條の二第二項に規定する継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十條の見出し中「取扱ひ」を「取扱ひ」に改め、同条第二項中「規定する」を「定める」に、「関して」を「関し」に改める。

第五十一條の九第一項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第五十三條の見出し中「基く」を「基づく」に、「取扱ひ」を「取扱ひ」に改め、同条第一号中「退職一時金」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

別表中「一、七二、四〇〇円」を「一、九二五、〇〇〇円」に、「一、七九三、四〇〇円」を「一、九五〇、〇〇〇円」に、「一、二二一、四〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「十五万円」を「十八万円」に改め、同表の備考三中「九万六千円」を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同表の備考四中

「五十五歳」を「六十歳」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二(第四十五條、第四十五條の三、第四十六條関係)

昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間	期 間	割 合
二十一年以上二十二年未満	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	三十二年を超え三十八年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十八年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え三十七年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十七年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え三十七年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十七年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十九年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十五年以上	二十五年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一

別表第三(第四十六條関係)

昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間	期 間	割 合
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一
	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	三十五年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十八年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	三十八年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え三十七年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十七年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
	三十九年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一
二十五年以上	二十五年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一

二十四年以上二十五年末満	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五
	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一
	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
	二十五年以上	百分の一

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項第十号中「第二條の十一の二」を「第二條の十二の二」に改める。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、第一條の規定(同条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一條第三項、第十一條の二第三項及び第十一條の三第四項の改正規定を除く。)、第二條中国国家公務員共済組合法第二十一條第一項第三号及び第八十八條の五第一項の改正規定、同法第九十八條第二項を削る改正規定、同法第一百零三條、第一百零三條第三項、第一百零四條第四項及び第九項並びに附則第三條の二の改正規定、同条を附則第三條の三とし、附則第三條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十四條の二を削り、附則第十四條の三を附則第十四條の二とする改正規定、第三條中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十一條第二項、第四項、第六

項及び第七項、第二十二條第二項、第三項及び第五項、第三十一條第二項から第五項まで、第三十三條並びに第四十五條第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く。)、第四條の規定並びに次項、附則第八條、第九條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から施行する。

一 第一條の規定 同条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一條第三項、第十一條の二第三項及び第十一條の三第四項の改正規定を除く。、第二條中国国家公務員共済組合法第二十一條第一項第三号及び第八十八條の五第一項の改正規定、同法第九十八條第二項を削る改正規定、同法第一百零三條、第一百零三條第三項、第一百零四條第四項及び第九項並びに附則第三條の二の改正規定、同条を附則第三條の三とし、附則第三條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十四條の二を削り、附則第十四條の三を附則第十四條の二とする改正規定、第三條中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十一條第二項、第四項、第六項及び第七項まで、第三十三條並びに第四十五條第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く。)、第四條の規定並びに次項、附則第八條、第九條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日
二 第二條中国国家公務員共済組合法第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第七十九條の二第三項から第七項までの改正規定(同条

2 次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一條の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下この項において「改正後の年金額改定法」という。)(第一條の七第二項、第一條の十二、第二條第五項、第二條の二第三項、第二條の十二、第三條の十二、第四條第一項及び第五項、第十條の二第一項、第十條の三、第十五條の三から第十七條まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)(第一百零三條第三項の規定、第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)(第三十三條及び別表第一の規定、第四條の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條第一項の規定並びに附則第九條、第十八條及び第十九條の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一條の十二の二第一項から第六項まで及び第九項、第二條の十二の二、第三條の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八條の五第一項の規定、改正後の施行法第二十一條第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定並びに附則第八條及び第十六條第一項の規定 昭和五十四年六月一日
三 改正後の年金額改定法第一條の十二の二

七項及び第八項の規定、改正後の施行法第三十一條第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定並びに附則第十六條第二項及び第二十一條の規定 昭和五十四年十月一日
(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置)
第二條 改正後の法附則第十二條の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月以後適用する。

2 改正の施行法第十三條第二項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條の三、第四十一條の二第三項及び第四十五條の三第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月以後適用する。
(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置)
第三條 改正後の法第七十七條第二項及び第三項、第七十九條第一項、第二項及び第六項、第八十九條並びに附則第十二條の四から第十二條の六まで及び附則第十三條の十並びに改正後の施行法別表第一備考四の規定は、施行日以後(昭和五十五年七月一日以後)に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

(退職年金等の停止に関する経過措置)
第四條 改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定(改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む。)(並びに改正後の施行法第十七條の二(改正後の施行法第四十五條の四において準用する場合を含む。)(第十八條及び第四十五條の五第二項の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置)

第五條 改正後の法第七十九條の二及び第九十二條の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日以前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受け権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第七十九條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第八十條第三項の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされた給付を含む。)の支給を受けた者、廃疾年金を受け権利を施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第八十條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間については、なお従前の例による。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第六條 改正後の法第八十條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の七の規定による特例死亡一時金は、施行日以前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

(退職一時金等に関する経過措置)

第七條 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、施行日以後に退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者となつたとき又は施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、改正前の法の規定

が適用されたとしたならば改正前の法第八十條の二第一項又は第八十條の三第一項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受け権利を有する者が施行日以後にその支給を受けなくなり、又は死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十三條第四項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

4 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第九十三條第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第八條 改正後の法第八十八條の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第九條 改正後の法第百零三條の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(公社等に転出した継続長期組合員についての特例に関する経過措置)

第十條 改正後の法第百二十四條の二の規定は、この法律の施行の際現に改正前の法第百二十四條の三第二項に規定する復帰希望者に該当する者(昭和五十四年四月一日以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者に限る。附則第十三條において「特例復帰希望者」という。)及び施行日以後に改正後の法第百二十四條の二第一項に規定する公社職員又は公庫等職

員となるため退職した者について適用する。

(公庫等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置)

第十一條 改正前の法第百二十四條の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する公庫等職員(以下この条において「公庫等職員」という。)として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)(又は当該公庫等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第百二十四條の二第五項に規定する引き続き公庫等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたとき(同日以前に死亡したときを除く。)(は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

第十二條 改正前の法第百二十四條の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号。次項において「法律第百五十二号」という。)(附則第九條第二項に規定する復帰希望職員については、この法

律施行後も、なおその効力を有する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、法律第百五十二号附則第九條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は法律第百五十二号附則第十二條に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役員職員に該当する者について準用する。

(公社に転出した復帰希望者に係る特例に関する経過措置)

第十三條 改正前の法第百二十四條の三第二項に規定する復帰希望者(次項において「復帰希望者」という。)(に該当する者(特例復帰希望者を除く。次項において同じ。))が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望者に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(遺族の特例に関する経過措置)

第十四條 改正後の法附則第十二條の二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(長期給付に要する費用の負担の特例に関する経過措置)

第十五條 改正後の法附則第二十條の二の規定は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第十六條 改正後の施行法第十一條第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定は、昭和五十四年五月三十一日

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 二四

以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十一條第四項及び第七項、第二十二條第三項、第三十一條第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

第十七條 改正後の施行法第十三條の二、第二十四條の二及び第四十五條の三の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十八條 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた国家公務員共済組合法(以下この条において「法」という。)

の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この条及び附則第二十一條において「施行法」という。))の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第十八條の五(施行法において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。))が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。))に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。))が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 法の規定による遺族年金(法第九十二條の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項、第八項及び第十項において同じ。)) 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

職年金の最短年金年限に達しているもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)) 二十八万九千円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く。))及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。))が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。)) 三万六千円

3 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達しとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達しときを除く。))は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に定める額に改定する。

6 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額(その額につき法第十八條の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年六月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。))が退職年金

の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 三十一万五千円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 二十一万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金(第一項第三号ニからへまでに掲げる年金に限る。)の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないとき

は、同項の規定にかかわらず、同年十月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 三十一万五千円

三 実在職の期間が九年未満のもの 二十一万円

11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

13 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

14 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第七十七條第二号の規定の例による。(公務員等による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十九条 改正後の施行法第三十三條及び別表第一の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十四年四月三十日以前に給付事由が生

じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三條又は別表第一の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千円」と、「百万二千円」とあるのは「九十八万八千円」と、「九十一万八千円」とあるのは「八十三万六千円」とし、同条中「二、九二五、〇〇〇円」とあるのは「二、八二五、〇〇〇円」と、「一、九五〇、〇〇〇円」とあるのは「一、八六〇、〇〇〇円」と、「一、三三五、〇〇〇円」とあるのは「一、二五五、〇〇〇円」とし、同表の備考二中「十八万円」とあるのは、「十五万円」とする。

(退職後に増加恩給を受けなくなつた者の特例に関する経過措置)

第二十条 改正後の施行法第三十九條(改正後の施行法第四十一條第一項及び第四十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日前に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについては、なお従前の例による。

(代用教員期間等のある者に関する経過措置)

第二十一条 昭和五十四年十月一日において現に施行法第二條第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法第七十三條第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第七條第一項第五号の期間又は施行法第九條第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十四号)第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。)附則第四十四條の三の規定の適用によりその全部又は一部がこれらの期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一條第

一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この条において同じ。若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十四年九月三十日において施行法第七條第一項第五号又は施行法第九條第一号(これらの規定を施行法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は施行法第二十九條(施行法第四十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(施行法第七條第一項第五号又は施行法第九條第一号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者が政令で定めるものその他政令で定める者(以下この条において「代用教員期間等のある者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付については、当該代用教員期間等のある者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十四條の三及び改正後の施行法第七條第一項の規定にかかわらず、同年十月一日以後も恩給法等の一部を改正する法律第一條の規定による改正前の恩給法及び第三條の規定による改正前の施行法の規定の例によるものとする。

2 代用教員期間等のある者が前項に規定する別段の申出をしなかつたときは、当該代用教員期間等のある者は、改正後の法律第五十五号附則第四十四條の三の規定の適用により増額された支給された普通恩給等の額のうち当該増額された部分に相当する額を、政令で定めるところにより、これを支給した国又は都道府県に返還しなければならない。

(政令への委任)

第二十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十三條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十
四万七千円
ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十
八万五千三百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金年限に達しているもの 六十四万七千円
ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの (イに掲げる年金を除く。)又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金年限に達しているもの 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円
三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻 (遺族である者がいる場合に限る。)が受ける年金 三十七万四千五百円
ロ 六十歳未満の妻 (遺族である者がいる

場合の妻を除く。)、子又は孫が受ける年金 三十二万三千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十四万二千七百円

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同年三月三十一日までの間に六十歳に達したとき (遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)、又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が同年一月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項、第四項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千二百円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円
三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く。) 三万六千円

7 第二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が昭和五十四年四月一日から同年三月三十一日までの間に六十歳

に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)で、八十歳以上の者に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、第一項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金年限との差年数一年につき、第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の三百分の二に相当する額
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金年限との差年数一年につき、第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の六百分の二に相当する額

9 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

10 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は前各項の規定により改定された旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額 (その額につ

いて、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額) が第二号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一号又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六十四万七千円
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻 (遺族である者がいる場合に限る。)が受けるもの 四十二万円

11 第二項又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額 (その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額) に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万四千元
二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元
三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

12 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年六月一日から同年八月三十一日までの間に六十歳に達したとき (遺族である子が

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 二八

いる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第十項（その者が遺族である子がいない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

13 旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、第一項、第二項又は第四項の規定により改定された年金の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

14 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいないうる場合において、その者が昭和五十四年九月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第十一項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第二條の十一の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二條の十二 前條第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給（同条第六項において準用する第一條の十一第八項又は前條第七項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二條第一項の規定に準じて算定した額に改定する。
この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替へるものと

する。

2 第一條の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する第一條の十二第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一條の十二第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

- 一 障害年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
 - 二 殉職年金 八十三万六千円
 - 三 障害遺族年金 六十二万七千円
- 5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は

は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に三万六千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては四万八千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては七万二千円）を加えた額を、その仮定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

- 一 殉職年金 八十八万四千円
- 二 障害遺族年金 六十七万五千円

6 第一條の十二第八項の規定は、第二項において準用する同条第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。次項において同じ。）で、八十歳以上の者に係るものについて準用する。

7 第二項において準用する第一條の十二第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する同条第八項の規定に準じてその額を改定する。

- 8 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一條の十二第二項、第三項、第四項、第六項において準用する同条第八項又は前項の規定により改定された額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
- 一 障害年金 別表第四の十八に定める障害

の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

- 二 殉職年金 九十一万八千円
- 三 障害遺族年金 七十九万九千円

9 第一項から第三項まで又は前二項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）に四万八千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては六万円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては八万四千円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

- 一 殉職年金 九十九万九千円
- 二 障害遺族年金 七十八万一千円

10 第二條の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二條の十二第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十萬八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一萬二千元（そのうち二人までは、一人につき三萬二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六萬六千円）を加えた額を、それ

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三〇

除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した

額の合算額に改定する。
6 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。
第七条第一項中「第二条の十一」を「第二条の十二」に改め、同条第二項中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。
別表第一の十四の次に次の一表を加える。

別表第一の十五(第一条の十二、第二条の十二関係)

別表第一の十四の仮定俸給	仮定俸給
六三、七一〇円	六六、二三〇円
六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七九、三四〇
七八、四六〇	八一、五三〇
八一、〇三〇	八四、一九〇
八三、六二〇	八六、八八〇
八六、四五〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、七七〇
九二、八六〇	九六、四六〇
九五、一三〇	九八、八一〇
九八、〇六〇	一〇一、八五〇
一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇
一〇六、五八〇	一一〇、六九〇
一一八、一〇〇	一二二、二七〇
一二二、四七〇	一二六、七九〇
一二八、二八〇	一二二、八二〇
一二四、六八〇	一二九、四七〇
一二七、九六〇	一三三、八六〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合においては、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

一三一、〇八〇	一三六、〇九〇
一三五、五三〇	一四〇、七一〇
一三八、一六〇	一四三、四三〇
一四五、七八〇	一五一、三三〇
一四九、五五〇	一五五、二二〇
一五三、五一〇	一五九、三二〇
一六一、一二〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七五、一二〇
一七〇、七九〇	一七七、一七〇
一七七、一四〇	一八三、七三〇
一八六、一四〇	一九三、〇三〇
一九五、〇六〇	二〇二、二三〇
二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇
二〇五、九三〇	二一三、四七〇
二一六、八三〇	二二四、七三〇
二二七、五〇〇	二三五、七五〇
二二九、五九〇	二三七、九一〇
二三七、九三〇	二四六、四八〇
二四八、四八〇	二五七、二八〇
二五八、九八〇	二六八、〇三〇
二六九、四二〇	二七八、七二〇
二七五、九八〇	二八五、四三〇
二八三、〇一〇	二九二、六三〇
二九六、五二〇	三〇六、四七〇
三一〇、一八〇	三一〇、四六〇
三一七、〇七〇	三二七、五一〇
三三三、五八〇	三三三、四一〇
三三六、九一〇	三四七、八三〇
三四二、九八〇	三五四、〇四〇
三五〇、〇一〇	三六一、二四〇
三六二、七三〇	三七四、二八〇
三七六、五三〇	三八八、二二〇
三八三、二三〇	三九〇、九四〇
三八九、五六〇	三九三、五一〇

別表第三の十四の次に次の一表を加える。

別表第三の十五(第二條の十二關係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給		率
二七八、七二〇円以上のもの	二三八、七二〇円未満のもの	一三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円未満のもの	一三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円未満のもの	二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円未満のもの	一四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円未満のもの	一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円未満のもの	一四・八割
一五九、三三〇円を超え一六七、一八〇円未満のもの	一四三、四三〇円を超え一五九、三三〇円未満のもの	一五・〇割
一四三、四三〇円を超え一五九、三三〇円未満のもの	一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円未満のもの	一五・五割
一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円未満のもの	一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円未満のもの	一六・一割
一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円未満のもの	一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円未満のもの	一六・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円未満のもの	九八、八一〇円を超え一〇四、八〇〇円未満のもの	一七・八割
九八、八一〇円を超え一〇四、八〇〇円未満のもの	八六、八八〇円を超え九八、八一〇円未満のもの	一九・〇割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円未満のもの	七六、九八〇円を超え八六、八八〇円未満のもの	一九・三割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円未満のもの	七四、二六〇円を超え七六、九八〇円未満のもの	一九・八割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円未満のもの	七二、三四〇円を超え七四、二六〇円未満のもの	二〇・二割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円未満のもの	六八、九六〇円を超え七二、三四〇円未満のもの	二〇・九割
六八、九六〇円を超え七二、三四〇円未満のもの	六六、二三〇円を超え六八、九六〇円未満のもの	二一・七割
六六、二三〇円を超え六八、九六〇円未満のもの	六六、二三〇円以下のもの	二二・〇割
六六、二三〇円以下のもの		二二・四割
		二二・七割
		二二・九割
		二三・〇割
		二三・四割
		三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。

別表第四の十七(第二條の十二關係)

障 害 の 等 級		年 金 額
一	級	三、一一〇、〇〇〇円
二	級	二、五五七、〇〇〇円
三	級	二、〇六八、〇〇〇円
四	級	一、五九二、〇〇〇円
五	級	一、二四九、〇〇〇円
六	級	九八七、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二條の十二關係)

障 害 の 等 級		年 金 額
一	級	三、二三〇、〇〇〇円
二	級	二、六五七、〇〇〇円
三	級	二、一六八、〇〇〇円
四	級	一、六八二、〇〇〇円
五	級	一、三三九、〇〇〇円
六	級	一、〇六七、〇〇〇円

備考

一 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第三條の十二、第四條の七關係)

俸 給 年 額	率	金 額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	二、二〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「退職一時金」を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改める。
第十五條第二項中「もとの」を「元の」に、「通算退職年金又は退職一時金」を「その合算した期間が二十年未満であるときは、通算退職年金又は脱退一時金」に改める。

第十六條の見出し中「組合員」を「組合」に改める。
第十六條の二「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤」を「通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。
第十七條第一項中「発生した当時」を「発生した日」に、「退職当時」を「退職した日」の属す

る月」に改める。

第十八条第二項中、「通算遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改める。

第二十三条中、「通算遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に、「通算遺族年金若しくは死亡一時金」を「若しくは通算遺族年金」に、「遺族年金又は死亡一時金」を「遺族年金」に改める。

第二十九条中、「基く」を「基づく」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、「退職一時金」を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改める。

第四十八条中、「通り」を「とおり」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 脱退一時金

第四十八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削る。

第四十九条の見出しを「(年金の支給期間及び支給期月)に改め、同条第一項中「発生した月」を「発生した日の属する月」に、「事由のなかつた月まで」を「事由がなくなつた日の属する月までの分」に改め、同条第二項ただし書中「その時」を「その月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合に於ては、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給す

る。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(年金受給者の書類の提出等)

第四十九条の二 組合は、運営規則で定めるところにより、年金である給付の支給に必要となる範囲内において、その支給を受ける者に對して、身分関係の移動、支給の停止及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第五十条第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第四項を削る。

第五十条の二第三項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上同条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十一条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十二条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に

達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の年額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項中「五十五歳」の下に「に達した後六十歳を加え、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額の、六十歳」に改め、「差年数」の下に「に應じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加える。

第五十三条の二第二項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、同条第四項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 第五十二条の二の規定は、減額退職年金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職年金で百二十万円」とあるのは「減額退職年金で当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額が百二十万円」と、「退職年金の年額のうち」とあるのは「減額退職年金の年額の算定の基

礎となつた退職年金の年額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に對する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第五十五条第四項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第五項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、「第五十条第一項ただし書」の下に「又は第六十一条の二第二項ただし書」を加え、同条第六項を削り、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十七条の二を削り、第五十七条の三中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十八条第一項を次のように改める。

次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。ただし、第三号に掲げる者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る。又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者

二 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者(組合員を除く。以下この条において同じ。)であつて、組合員期間が一年以上二十年未満のもの

三 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有す

る者であつて、組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上のもの

第五十八條第二項第二号中「組合員期間二十年未満の組合員が死亡した場合を」組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が二十年未満のものが死亡した場合（次号及び第四号に規定する場合を除く。）に改め、「退職一時金の支給を受けるべき者で再びその組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額」を削り、同条第三項中「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びその組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）を削る。

第五十九條第一項中「前条第二項又は第三項の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前条第二項又は第三項の規定」に改める。
第五十九條の二中「第五十八條第二項又は第三項を」前二条に改め、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びその組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、四十三万二千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）を削る。

第五十九條の三第一項中「前三条の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前三条の規定」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万六千円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万円」に改め、

四千元」に改め、同項第三号中「三万六千元」を「四万八千円」に改める。
第五十九條の四第一項中「十年未満の組合員」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加え、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びその組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき、俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「組合員期間一年以上十年未満の組合員」を「組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間一年以上十年未満のものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額」を削る。

第六十一條の三 組合員期間（第五十六條第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五條第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

第六十一條第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。
第六十一條の二第二項中「退職一時金の支給を受けるべき者が」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した場合において」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「退職一時金の支給を受けるべき者で再びその組合の組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した後に再び元の」に「新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合」を「再び退職した場合（第十五條第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。）」に改める。
第六十一條の三を次のように改める。
（脱退一時金）

第六十一條の三 組合員期間（第五十六條第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五條第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。
一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額
イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額
二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額
3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。
5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）が行うことができる。
6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。
第六十一條の四第一項中「通算退職年金を受ける権利を有する者」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加える。
第六十一條の五を削り、第六十一條の六中「通算遺族年金又は死亡一時金を」又は「通算遺族年金」に改め、「第六十一條の四」を削り、同条を第六十一條の五とする。
第六十三條第二項を削る。
第七十八條中「適用については」の下に「第十五條第二項ただし書」を加え、「第五十四條第一項、第五十六條第三項を削り、並びに第五十八條を」第五十八條第一項及び第二項、第六十一條の二第二項及び第五項並びに第六十一條の三第一項に、「こえ」を超えに改める。
第八十二條の二を次のように改める。
（継続長期組合員についての特例）
第八十二條の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号に規定する職員である国家公務員をいう。以下この条において同じ。）、地方公務員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号に規定す

附則第六條の四第一項中、「前條第一項又は附則第十四條第一項を」若しくは第六項、第六條の第二第一項若しくは第二項、第六條の第三第一項、第六條の四第一項又は第十四條第一項」と改め、「(旧法又は旧法の施行前の政府職員の仕事組合に關する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に対する退職年金に對つては、五十五万二千元から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年數一年につき俸給年額の百分の〇・九に相當する額を控除した全額)」を削り、同條第二項を削り、同條を附則第六條の六とし、附則第六條の三の次に次の二條を加える。

第六條の四 退職一時金の支給を受けた者(昭和四十二年度以後における公共企業體職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。第五十四条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。以下単に「昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」という。)の支給を受けた者(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有するものに支給する退職年金の年額(第五十三条第二項の規定による減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。)は、第五十条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した退職年金の年額(その年額が同項の規定により俸給年額の百分の七十に相当する金額とされたものであるときは、同項各号に掲げる金額の合算額)から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該年金の年額が同項の規定により算定したものである場合において、その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

2 退職一時金の支給を受けた者が死亡した場合において、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、第五十八条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の年額から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額とする。

3 通算退職年金を受ける権利を有する者で昭和五十四年改正前の法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けたものに支給する通算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第六条の四第三項」とする。

5 第三項の規定の適用を受ける者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第四項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

第六条の五 退職一時金の支給を受けた者が更新組合員であつた者である場合における前条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「第五十条第二項又は第三項」とあるのは、「附則第十七条の二において準用する附則第六条第一項、第六条の三第一項又は第十四条第一項」と、同条第二項中「第五十八條第二項又は第三項」とあるのは、「第五十八

条第二項若しくは第三項又は附則第十七条の二において準用する附則第六条第四項若しくは第五項若しくは第六条の三第二項」とする。

2 更新組合員が退職した後に通算退職年金を受ける権利を有することとなつた場合における当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項又は前条第三項の規定にかかわらず、千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に附則第五條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いてい

るもの(同日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給(以下「一時恩給」という。)の基礎となつた在職年に係るものを除く。)、及び施行日以後の組合員期間を合算した期間(以下この条において「更新組合員の通算退職年金基礎期間」という。)の月数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が当該退職のときに昭和五十四年改正前の法第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数を乗じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員 俸給に、附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていもの(同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。)&施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額
二 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員(同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。)&俸給日額に、附則第五條第一項第三号の期間(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。)&施行日以後の組合員期間とを合算した期間(以下この条において「更新組合員の通算退職年金基礎期間」という。)の月数を乗じて得た金額(同号の期間のうちに控除期間(旧法第九十五條に規定する控除期間に限る。))を有する者については、その金額から俸給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第四項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

4 更新組合員であつた者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員 俸給に、附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていもの(同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。)&施行日以後の組合員期間とを合算した期間(以下この条において「更新組合員の通算退職年金基礎期間」という。)の月数を乗じて得た金額(同号の期間のうちに控除期間(旧法第九十五條に規定する控除期間に限る。))を有する者については、その金額から俸給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第四項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

4 更新組合員であつた者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

第三項とする。

6 更新組合員であつた者に係る通算退職年金又は通算遺族年金の年額の計算については、第二項に規定する更新組合員の通算退職年金基礎期間以外の期間は、組合員期間から除算する。

附則第七条の次に次の二条を加える。

第六条の七 第五十九条及び第五十九条の二の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項、第六条の三第二項又は第六条の四第二項の規定により算定した遺族年金の年額について、第五十九条の三の規定は、附則第六条第四項若しくは第五項、第六条の二第五項若しくは第六項、第六条の三第二項、第六条の四第二項又は第十四条の五の規定により算定した遺族年金の年額について準用する。

第六条の八 退職年金又は減額退職年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、第七十七条第二項の規定により計算した期間。以下この条において同じ。）が最短期間年金限、退職年金を受ける最短期間年金限をいう。以下この条において同じ。）以上である場合における当該退職年金の年額（当該減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。）については、第五十条第二項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項から第四項まで又は附則第六条第一項若しくは第六項、第六条の二第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の四第一項若しくは第六条の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

2 廃疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該廃疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項、第七項若

しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該廃疾年金の年額とする。

一 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金限以上である場合 六十四万七千円

二 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が九年以上最短期間年金限未満である場合又は当該廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金限以上である場合 四十八万五千三百円

3 退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金限以上（廃疾年金を受ける者にあつては、九年以上）である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定に準じてその額を改定する。

附則第八條を次のように改める。

第八條 組合員期間（第五十六条第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合に於ては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者（昭和五十四年十二月三十一日において組合員の資格を有していた者に限る。）が、退職した後六十歳に達するまでの間に死亡したときは、その者の遺

族に一時金（以下「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に於ける利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第六十一条の三の規定を除く。）を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第九條、第十條及び第十一條第一項中「第五十四条第一項又は」を削り、「第二項」の下に「又は第六十一条の二第二項」を加え、「退職一時金又は廃疾一時金」を「廃疾一時金又は通算退職年金」に改める。

附則第十四條の二第二項中「附則第六條の三第一項、附則第六條の四第一項」を「第六條の二第一項若しくは第二項、第六條の三第一項、第六條の六、第六條の八第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十四條の三中「附則第六條第四項、

附則第六條の三第二項及び附則第六條の四第二項」を「及び第五十九條から第五十九條の三まで（附則第六條の七において準用する場合を含む。）並びに附則第六條第四項、第六條の二第五

項及び第六項並びに第六條の三第二項に改め、同条を附則第十四條の五とし、附則第十四條の二の次に次の二条を加える。

（退職年金及び減額退職年金の停止に関する特例）

第十四條の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六條第一項又は第十四條第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる施行日間の期間（附則第五條第一項各号の期間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 施行日間の期間が二十年以上であるもの 当該退職年金の年額から施行日間の期間を組合員期間とみなして附則第六條第一項の規定により算定した額を控除した金額

ロ 施行日間の期間が二十年未満であるもの 当該退職年金の年額から施行日間の期間を組合員期間とみなして附則第十四條第一項の規定により算定した額を控除した金額

二 附則第六條の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項の規定により算定した退職年金の年額に施行日間の期間の年数を組合員

期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額を控除した金額

三 前条第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項に規定する普通恩給の年額に相当する額を控除した金額

2 前項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその年額の算定の基礎となつた退職年金の年額のうち同項各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金に係る同項各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

3 第五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による退職年金又は減額退職年金の支給の停止について準用する。

4 更新組合員については、第五十二条の第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第十四条の四 附則第五条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金で次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める金額を普通恩給の年額とみなし、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の課税総所得金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額をいう。）を恩給外の所得の年額とみなす。

したならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項又は第十四條第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる期間の区分に應じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 附則第五條第一項第一号の期間（一年

未満の端数を切り捨てる。以下この号において同じ。が二十年以上であるもの
同号の期間を組合員期間とみなして第五
十条第二項本文の規定により算定した額
から同号の期間一年につき附則第六条第
一項第一号に規定する金額を控除した金
額（附則第六条の二第一項又は第二項の
規定によりその額が算定された退職年金
にあつては、その控除後の金額に同条第
一項第一号に掲げる金額を加えた金額。
口において同じ。）

口 附則第五條第一項第一號の期間が二十年未満であるもの 同号の期間の年數に俸給年額の百分の二に相當する額を乗じて得た額から同号の期間一年につき附則第六條第一項第一號に規定する金額を控除した金額

二 附則第六条の第三一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額に附則第五条第一項第一号の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

三 附則第十四条の二第一項の規定によりその額が算定された退職年金 同項に規定する普通恩給の年額に相当する金額

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で

定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによるものとし、同項の規定によ

る支給の停止は、その年の翌年六月から翌々
年五月までの分として支給されるものについ
て行ふ。

「廃疾年金若しくは通算退職年金」に、「退職
附則第十五条第二項中若しくは廃疾年金」を
一時金、通算退職年金若しくは返還一時金及び
廃疾一時金を「廃疾一時金及び昭和五十四年改
正前の法の規定による退職一時金若しくは返還
一時金（昭和五十四年改正前の法第六十一条の
三の規定による返還一時金をいう。附則第二十
四条第十項において同じ。）に改め、「死亡一時
金」の下に「昭和五十四年改正前の法第六十一
条の五の規定による死亡一時金をいう。附則第
二十四条第十項において同じ。）を加え、同項
ただし書を削る。

附則第十六条第二項中「若しくは廢疾年金又は退職一時金若しくは廢疾一時金」を、「廢疾年金若しくは通算退職年金又は廢疾一時金若しくは昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に改め、同条第三項中「退職一時金又は廢疾一時金」を「廢疾一時金又は昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「当該退職一時金及び廢疾一時金」を「当該廢疾一時金及び昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「こゝる」を「超える」に改め、同条の次に

次の三條を加える。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の二 退職年金を受ける権利を有する

者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十六条の二に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、第五十二条第一項及び第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年	一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年	一月二日から昭和六年	五十六歳	五十一歳
昭和六年	一月二日から昭和九年	五十七歳	五十二歳
昭和九年	一月二日から昭和十二年	五十八歳	五十三歳
昭和十二年	一月二日から昭和十五年	五十九歳	五十四歳

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三八

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の第一欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用について

は、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる字句に、第五十二条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる字句に、第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳	四十五歳
昭和五十八年 ^七 四月一日から昭和六十一年 ^六 三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和三年 ^七 一月一日から昭和六年 ^七 一月一日までの間に 生まれた者	五十六歳	五十一歳	四十六歳
昭和六十一年 ^七 四月一日から昭和六十四年 ^六 三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和六年 ^七 一月一日から昭和九年 ^七 一月一日までの間に 生まれた者	五十七歳	五十二歳	四十七歳
昭和六十四年 ^七 四月一日から昭和六十七年 ^六 三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和九年 ^七 一月一日から昭和十二年 ^七 一月一日までの間に 生まれた者	五十八歳	五十三歳	四十八歳
昭和六十七年 ^七 四月一日から昭和七十年 ^六 三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は 昭和十二年 ^七 一月一日から昭和十五年 ^七 一月一日までの間に 生まれた者	五十九歳	五十四歳	四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者について
は、これらの規定により読み替へられた第五
十三条第二項中「その額に」とあるのは、その
額の百分の四に相当する金額に」と、「に」に
保険数理を基礎として政令で定める率を乗じ
て」とあるのは「を乗じて」として、同項の規
定を適用する。

昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年 ^七 四月一日から昭和六十一年 ^六 三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年 ^七 四月一日から昭和六十四年 ^六 三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年 ^七 四月一日から昭和六十七年 ^六 三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年 ^七 四月一日から昭和七十年 ^六 三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

附則第十七条の見出しを「(更新組合員に係る支給開始年齢の特例)」に改め、同条第四項中「五十五才に達するまでは」とを「六十歳に達するまでは」と、「五十五才に達するまでは」とを「五十五歳に達するまでは」と、「五十五才」を「五十歳」に改める。

附則第十七条の二中「第六條の四」を「第六條の三」に、「第九條」を「第六條の六から第六條の八まで、第九條」に、「及び第十三條から前条まで」を、「第十三條から第十六條まで及び前条」に、「もとの」を「元の」に改め、同条後段を削る。

附則第十七条の三「もとの」を「元の」に改め、「第五十九條、第五十九條の三並びに」を削り、「第六條の三第二項、第六條の四第二項並びに第十四條の三」を「附則第六條の三第二項、附則第六條の七において準用する第五十九條から第五十九條の三まで並びに附則第十四條の五」に改める。

附則第二十三条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八十二条の二及び

(遺族年金の支給開始年齢の特例)

第十六條の四 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第六十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第二十六條の十の規定は、適用しない。

附則第二十四条第一項中「同法の組合員であつたものとみなされる」を削り、「規定する公庫等職員」の下に「(同条第二項に規定する継続長期組合員であるものに限る。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。)を加え、「引き続きいて同項」を「引き続きいて前条第一項」に、「以下同じ」を「以下この条から附則第二十六条まで及び附則第二十七条において同じ」に、「もとの」を「元の」に改め、同条第三項を次のように改める。

復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法若しくは昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第

号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下昭和五十四年改正前の国の共済法という。)の規定による退職一時金以下「一時恩給等」という。)を受けた者(昭和五十四年改正前の国の共済法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給等の額(旧法又は昭和五十四年改正前の国の共済法の規定による給付の制限を受ける者にあつてはその制限を受けないとした場合において受けることができる額、昭和五十四年改正前の国の共済法の規定による退職一時金にあつては昭和五十四年改正前の国の共済法第八十条第二項第一号に掲げる額)に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超へるときは、その残額を順次次の支給期月に支

給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十四条第四項中「その遺族が第一項」を「その遺族が、その復帰組合員が第一項」に、若しくは遺族年金を「遺族年金若しくは通算退職年金」に、「第七十七条第二項若しくは」を「第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。若しくは)に、第十五条」を「第十五条第一項に、「若しくは」を「国家公務員共済組合法(第七十七条第二項を除く。)」を「国家公務員共済組合法(第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。))を除く。若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(第十五条第一項及び第十六条を除く。))に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「復帰組合員が、第一項」を「復帰組合員又はその遺族が、その復帰組合員が第一項」に、「退職一時金を受けるべき者」を「通算退職年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者」に、「返還一時金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改め、「当該退職一時金に係る」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項と同条第九項とし、同条第十三項中「若しくは一時恩給又は旧法」を、旧法に、「若しくは退職一時金」を「又は一時恩給等」に、「同法」を「昭和五十四年改正前の国の共済法」に改め、「限る。の」の下に「若しくは国家公務員共済組合法の規定による脱退一時金若しくは特例死亡一時金」を加え、「返還一時金又は死亡一時金」を「通算遺族年金、脱退一時金若しくは特例死亡一時金又は返還一時金若しくは死亡一時金」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第二十五條第一項中「又は國家公務員」を

「若しくは国家公務員」に、「若しくは国家公務員」を「又は国家公務員」に、「その職を退くことなくして死亡したとき（国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされるときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。）」を「国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項各号の一に該当するに至つたとき（引き続いて再び国家公務員となつたときを除く。）」に、「発生した当時」を「発生した日に」、「退職当時」を「退職した日」の属する月に、「死亡した月」を「死亡した日の属する月」に、「転出した月」を「転出した日の属する月」に改め、同条第二項中「第六項、第七項、第十項及び第十一项から第十三項までの規定はを」第五項、第六項、第九項及び第十項の規定は、「に改め、」、前条第三項後段の規定は次項の場合について「を削り、同条第三項を次のように改める。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が、その転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員又は公庫等職員であつた期間につき国家公務員共済組合法の規定による廃疾一時金又は遺族一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額（同法の規定による給付の制限を受けた者にあつては、その制限を受けないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとす。これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から同法の規

定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十五条第四項中「その遺族が第一項」を「その遺族が、その転出組合員であつた者が第一項」に、「若しくは遺族年金（公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。）を」「遺族年金（公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは通算退職年金」に、「若しくは遺族年金の年額」を「遺族年金若しくは通算退職年金の年額」に、「第七十七条第二項若しくは」を「第七十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。若しくは）に」「第十五条」を「第十五条第一項」に、「若しくは国家公務員共済組合法（第七十七条第二項を除く。）を」「国家公務員共済組合法第七十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）を除く。若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（第十五条第一項及び第十六条を除く。）」に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員又は公庫等職員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「退職一時金及び」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十三項までを削る。

附則第二十六条第一項中「第六条の四」を「第六条の八」に改め、「第八条」を削り、「第十七条まで」を「第十六条まで、第十七条」に改める。

附則第二十六条の三第二項ただし書を削る。

附則第二十六条の七第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第二十六條の九の次に次の一條を加え

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 四〇

る。

(特例廃疾年金等の支給)

第二十六条の十 次の各号に掲げる者が、継続長期組合員であつた間に、国、地方公共団体若しくは公団等の業務又は通勤により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病のため、それそれ当該各号に定める時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又はその時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、当分の間、政令で定めるところにより、その者の死亡に至るまで特例廃疾年金を支給する。

一 継続長期組合員であつた者で引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した後退職したもの、次のイ又はロに掲げる場合に、並びにそれぞれイ又はロに定める時

イ その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項において「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した後に退職した場合、退職の時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間に退職した場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らな

いがある期間を経過した時

二 継続長期組合員であつた者で第八十二条の二第二項第一号又は第二号に該当するに至つたもの(引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した者を除く。次イ又はロに掲げる場合に、並びにそれぞれイ又はロに定める時

イ 初診日から起算して一年六月を経過した後、これらに規定に該当するに至つた場合、その該当するに至つた時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間にこれらに規定に該当するに至つた場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らな

間、治つた時又は治らないがその期間を経過した時

2 前項の規定にかかわらず、継続長期組合員であつた者に係る傷病が次に掲げるものであるときは、特例廃疾年金を支給しない。

一 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員であつた間の通勤によるものであり、かつ、公的年金合算期間が一年となる前のものであるとき。

二 公団等職員である継続長期組合員であつた間の通勤によるものであり、かつ、公的年金合算期間が六月となる前のものであるとき。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその廃疾が継続長期組合員であつた間の業務による傷病に起因することが顯著であると議決したときは、その時から、特例廃疾年金を支給する。

4 特例廃疾年金の額は、継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定又は厚生年金保険法の規定を適用するものとする。その者が受けることができるこれらの法律の規定による廃疾年金又は障害年金の額の算定方法を参酌して政令で定める額とする。

5 継続長期組合員(国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員に限る。以下この項及び次項において同じ。)又は継続長期組合員であつた者が、継続長期組合員である間に、国又は地方公共団体の業務により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病により死亡したときは、第五十八条第一項又は附則第十三条の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、その者の遺族に特例遺族年金を支給し、遺族年金は支給しない。

6 特例遺族年金の額は、継続長期組合員又は継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用するものとする。その者の遺族が受けることができるこれらの法律の規定による遺族年金の額の算定方法を参酌して政令で定める額とする。

7 特例廃疾年金又は特例遺族年金は、それぞれ廃疾年金又は遺族年金とみなして、長期給付に関する規定(第六十二条の二、第五十五条第一項から第三項まで及び第五十八条から第五十九条の四までの規定並びに附則第六条第二項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)、第六条の四第二項(附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。))の規定、第六条の七並びに第六条の八第二項及び第三項の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)、第十二条(附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。))の規定、第十三条、第十四条第二項及び第十四条の五の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。))並びに第十七条の三の規定を除く。)を適用する。

8 特例廃疾年金のうち国家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号又は地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金に相当するもの及び特例遺族年金の給付に要する費用は、第六十四条第一項及び第八十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

9 前各項に定めるもののほか、特例廃疾年金及び特例遺族年金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条中「退職一時金」を「脱退一時金」に、「附則第十五条、第十六条若しくは第十八条の規定(附則第二十六條において準用するこれらの規定を含む。))又は第二十六條の二若しくは第二十六條の三」を「附則第十八条(附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。))に改め、「差額又は」を削る。

附則第三十条の次に次の一条を加える。

(長期給付に要する費用の負担の特例)
第三十条の二 公共企業体は、当分の間、長期給付に要する費用(附則第二十六條の十第八項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用及び前条の規定により公共企業体が負担する追加費用を除く。)について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 公共企業体が前項の規定による負担をする場合における第六十六條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号及び第三項第二号中「長期給付に要する費用」とあるのは「長期給付に要する費用(附則第三十条の二第一項の規定による公共企業体の負担に係るものを除く。)」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項及び附則第三十条の二第一項又は前項」とする。

3 公共企業体が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)第七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号」とあるのは「第六十六條第一項第二号及び第三項第二号並びに附則第三十条の二第一項」とする。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期

含む。の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置)

第八条 改正後の法第六十一条の二及び第六十一条の四の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の年額の算定について、適用する。

2 改正前の法第五十四条の規定による退職一時金でその額が同条第五項の規定により算定されたもの若しくは改正前の法第六十一条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間又は施行日前に給付事由が発生した廃疾年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第九条 改正後の法第六十一条の三の規定による脱退一時金又は改正後の法附則第八条の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

(継続長期組合員についての特例に関する経過措置)

第十条 改正後の法第八十二条の二及び附則第二十六条の十の規定は、施行日以後に改正後の法第八十二条の二第一項に規定する国家公務員、地方公務員又は公団等職員となるため退職した者について、適用する。

(公団等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置)

第十一条 改正前の法第八十二条の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する公団等職員(以下この条において「公団等職員」という。)として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき(同項に規定する復帰

したときをいう。)又は当該公団等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第八十二条の二第四項に規定する公団等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得しなかつたとき(同日以前に死亡したときを除く。)は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第十二条 改正後の法附則第六条の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の法附則第六条の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年十月分以後適用する。

(退職年金の年額の特例に関する経過措置)

第十三条 改正後の法附則第六条の三第一項(改

正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

第十四条 改正後の法附則第六条の八(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十五条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職(在職中の死亡を含む。)第五項及び第七項から第九項までにおいて同じ。)に係る公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金を除く。)

金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(船員である組合員であつた期間については、法第七十七条第二項の規定により計算した期間。第五項及び第八項において同じ。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年 金	実 在 職 し た 期 間	金 額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下この表及び第五項の表において単に「最短年金年限」という。)以上	六十四万七千円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	四十八万五千三百円
	九年以上最短年金年限未満	三十二万三千五百円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十八万五千三百円
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限未満	三十二万三千五百円
	最短年金年限以上	四十八万五千三百円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受けるもの	最短年金年限以上	三十七万四千五百円
	九年以上最短年金年限未満	二十八万九百円
	九年以上最短年金年限未満	十八万七千三百円

遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受けるもの	最短年金年限以上	三十二万三千五百円
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	二十四万二千七百円
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受けるもの	九年未満	十六万一千八百円
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受けるもの	最短年金年限以上	二十四万二千七百円
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）子又は孫が受けるもの	最短年金年限未満	十六万一千八百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同年三月三十一日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が同年一月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九号））第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合

合であつて政令で定める場合に該当するとき、その該当する額は、この限りでない。
一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

5 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。第七項及び第八項において同じ。）で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、その遺族年金の額（その額について、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年六月分（同年六月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が発生した日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

実 在 職 し た 期 間	金 額
最短年金年限以上	四十二万円
九年以上最短年金年限未満	三十一万五千円
九年未満	二十一万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。
一 遺族である子が一人いる場合 六万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万八千円

7 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が同年六月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項（その者が遺族である子がいない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

8 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金の額（その額について、法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、第五項の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年十月分（同年十月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が発生した

日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。
9 昭和五十四年二月二十八日以前の退職に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

10 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律第七条第二項の規定の例による。
（増加恩給を受けなくなつた者の特例に関する経過措置）
第十六条 改正後の法附則第十五条（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日前に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについては、なお従前の例による。
（復帰組合員等に関する経過措置）
第十七条 改正後の法附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。次項において「法律第 号」という。）の施行の日以後に改正後の法附則第二十四条第一項及び第二十五条

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十四年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 昭和四十四年度 四四

第一項に規定する公庫等職員となつた者について適用し、同日前に公庫等職員となつた者については、なお従前の例による。

2 転出組合員で法律第 号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する復帰希望職員である者が、法律第 号附則第十一条第三項の規定による申出をした場合（同条第四項の規定により申出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、その者は、その申出をした日（その申出があつたものとみなされる日を含む。）において改正前の法附則第二十四条第一項に規定する公庫等職員の職を退いたものとみなす。

第十八条 改正後の法附則第二十四条（改正後の法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に復帰した者について適用し、施行日前に復帰した者については、なお従前の例による。

2 改正後の法附則第二十五条の規定は、施行日以後に同条の規定により退職し、又は死亡したものとみなされた者について適用し、施行日前に同条の規定により退職し、又は死亡したものとみなされた者については、なお従前の例による。

3 法附則第二十七条において準用する改正後の法附則第二十四条の規定は、施行日以後に法附則第二十七条の規定の適用を受けることとなつた者について適用し、施行日前に同条の規定の適用を受けることとなつた者については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用の負担の特例に関する経過措置）
第十九条 改正後の法附則第三十条の二の規定は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）
第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二百六十二条第四号の二及び第六百七十二條第四号の二中「退職一時金」を「通算退職年金、脱退一時金」に改める。

（印紙税法の一部改正）
第二十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三中「第六十三條第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号」を「第六十三條第二号（福祉事業）の貸付け並びに同条第三号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第二十三條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三の八の項中「第六十三條第一項」を「第六十三條」に改める。

（古賀雷四郎君登壇、拍手）
○古賀雷四郎君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法案は、国家公務員及び公共企業体の各共済組合から支給する既裁定の年金につきまして、恩給における措置にならば、本年四月分以降約三・六%増額するとともに、退職年金等の最

低保障額及び寡婦加算の額の引き上げ等の措置を講ずるほか、国家公務員共済組合及び公共企業体の共済組合の年金制度の現状にかんがみ、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、減額退職年金制度の改正、高額所得者に対する退職年金の支給制限等の措置を講じようとするものであります。

以上のはか、国家公務員共済関係法案におきましては、自衛官等に対する特例年金制度の廃止等の措置を講ずることとしたしております。

なお、二法案とも、衆議院において、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正措置の実施日を原案より六カ月繰り下げて「昭和五十五年七月一日」とする所要の修正が行われております。

委員会におきましては、以上二法案を一括して審査し、退職年金等の支給開始年齢引き上げの理由、減額退職年金制度のあり方、長期給付費用の国庫負担等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、二法案に対して日本共産党を代表して山中委員より退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正規定を削除する旨の修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、原案に反対、修正案に賛成する旨の発言があり、順次採決の結果、山中委員提出の修正案は否決、二法案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対し、林道理事から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、参議院クラブ、新自由クラブ共同提案に係る共済組合制度の充実を図るための附帯決議案が提出され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（安井謙君） これより両案を一括して採決いたします。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（安井謙君） 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。
○議長（安井謙君） この際、日程に追加して、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（第九十回国会内閣提出衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○議長（安井謙君） 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長青井政美君。
〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年十二月十日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿
（小字及び一は衆議院修正）
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の九第三項中「第三条の六第三項又は第四項」を「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「五十四年改正法」という。)

第一条の規定による改正前の第三条の六第三項又は第四項に改める。

第一条の十第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「改正前の第三条の六第三項又は第四項」とあるのは、「改正前の第三条の七第五項において準用する五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三条の六第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

第一条の十の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十一 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第九の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額

の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十八万五千三百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからホまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからホまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満であるもの 二十八万九千九百円

ハ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十二万三千五百円

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満であるもの及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十四万二千七百円

ホ イからニまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千元

5 第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき、又は第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 前各項の規定の適用を受ける年金のうち六十歳以上の者又は遺族である者がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金については、その額(その額につき第四項又は前項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。)が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十一万五千元

8 前各項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、第一項から第三項まで又は前項の規定により算定した額に当該各号に定める額を

加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。

この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千元

9 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第七項の規定に準じて算定した額に改定する。

10 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金(六十歳以上の者及び遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金を除く)については、その額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十一万五千円

12 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

13 第一項第二号の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二号の十六第三項中「第三号の六第三項若しくは第四項」を「五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三号の六第三項若しくは第四項」に改める。

第二号の十九第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「改正前の第三号の六第三項若しくは第四項」とあるのは「改正前の第三号の七第五項において準用する五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三号の六第三項若しくは第四項」と読み替へるものとする。

第二号の二十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二号の二十二 昭和五十四年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十年改正法附則第三号の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の

計算の基礎となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、その給付事由が生じた日、障害年金にあつては、これを受ける者が退職した日)以後にその額の算定に関する規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定については適用されないこととなつてゐるときは、当該規定については、その給付事由が生じた日(障害年金にあつては、これを受ける者が退職した日)において施行されてゐた規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十二年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 当該年金の額を第二号の十九第一項、第二号の二十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第九の上欄に掲げる年額にその年額の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額

二 昭和五十二年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十二年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 当該年金の額の算定の基礎となつた平均

標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第九の上欄に掲げる年額にその年額の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額

2 第一号の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四号第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一項第二号の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三号を次のように改める。

第三号 削除

第三号の二から第三号の八までを削る。

第四号第二項第二号中「五十四年改正法第二条」を「昭和五十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十四号。以下「五十四年改正法」という。)

第二条」に改める。

第四号の六第三項中「五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」を「改正前の法別表第一の二」に、「五十四年改正法第二条の規定による改正後の」を「改正後の」に改める。

第四号の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四号の七 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四号第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは、「四十六万二千三百三十二円」

と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十一第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十六万二千百三十二円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十二第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」と」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二（昭和五十一年十月一日N）の二」と、昭和五十一年十月一日Nの二（昭和五十一年十月一日N）の二に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の（二）」と読み替えるものとする。

月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同條第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十六万二千百三十二円」と、同項第二号中「第二條の七第一項又は第二條の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二條の二十二第一項」と、同條第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と」、「『新法通算退職年金の改定基礎月額』とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組」合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十四号。以下「五十一年改正法」という。）第二條の規定による改正前の法別表第一の二」とあるのは「五十四年改正法第二條の規定による改正前の法別表第一の二」とと読み替えるものとする。

4 第四条の四第七項の規定は、旧法第三十七
条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定
による改正前の法第三十七条の三第五項又は
五十四年改正法第二条の規定による改正前の
法第三十七条の三第六項の規定の適用を受け
た通算退職年金について準用する。この場合
において、第四条の四第七項中「前各項」とあ
るのは、「第四条の七第一項から第三項まで」
と読み替えるものとする。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の

資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十四年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の

年 額 の 区 分	率	額
一、七二五、〇〇〇円未満	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

百分の五十に相当する額に改定する。
 第五条中「第二条の二十一」を「第二条の二十二」に改める。
 第六条中「前各条」を「第一条から第二条の二十二まで及び第四条から前条まで」に改める。
 附則第十項から第三十一項までを削る。
 別表第八の次に次の一表を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和

三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改め、「(第一条—第十四条)」を削る。

第十八条第四項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十条第一項の表中「六六、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「六

七、五〇〇円」に、「第三十八級三八〇、〇〇円三七五、〇〇〇円以上」を

第三十八級	三八〇、〇〇〇	〇〇〇
第三十九級	三九〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十級	四〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十一級	四一〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十二級	四二〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十三級	四三〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十四級	四四〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十五級	四五〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十六級	四六〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十七級	四七〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十八級	四八〇、〇〇〇	〇〇〇
第四十九級	四九〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十級	五〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十一級	五一〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十二級	五二〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十三級	五三〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十四級	五四〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十五級	五五〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十六級	五六〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十七級	五七〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十八級	五八〇、〇〇〇	〇〇〇
第五十九級	五九〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十級	六〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十一級	六一〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十二級	六二〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十三級	六三〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十四級	六四〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十五級	六五〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十六級	六六〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十七級	六七〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十八級	六八〇、〇〇〇	〇〇〇
第六十九級	六九〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十級	七〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十一級	七一〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十二級	七二〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十三級	七三〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十四級	七四〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十五級	七五〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十六級	七六〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十七級	七七〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十八級	七八〇、〇〇〇	〇〇〇
第七十九級	七九〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十級	八〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十一級	八一〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十二級	八二〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十三級	八三〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十四級	八四〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十五級	八五〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十六級	八六〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十七級	八七〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十八級	八八〇、〇〇〇	〇〇〇
第八十九級	八九〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十級	九〇〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十一級	九一〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十二級	九二〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十三級	九三〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十四級	九四〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十五級	九五〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十六級	九六〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十七級	九七〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十八級	九八〇、〇〇〇	〇〇〇
第九十九級	九九〇、〇〇〇	〇〇〇
第一百級	一〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇

第二十三條の二第一項中「又は成領县職手金
〇〇円以上 三八五、〇〇〇円未満
〇〇円以上」に改める。

第二十三條の二第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に、「行

第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十条第三項中「基く」を「基づく」に改め、

「処せられたときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第三十六條第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「五十五歳」を

「六十歳」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第三十六条の三を次のように改める。
(高額所得者の退職年金の停止)

第三十六条の三 退職年金で百二十万円を超える額のものについては、当該退職年金を受け

る權利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が上

百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から

翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える

る部分の額の百分の五十に相当する額の支分と停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税

(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く。)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の額を控除した額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條第三項中「又は前二條の規定」及び「又は同項本文及び前條の規定」を削り、「第三十六條第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同條第四項中「又は同項及び前條の規定」及び「又は同條本文及び前條の規定」を削り、「第三十六條の二ただし書」を「同條ただし書」に改め、同條第五項中「(前條本文の規定の適用を受けた者にあつては、同條本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)」を削る。

第三十七條の二第二項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同條第二項中「その額の百分の四に相当する額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に應じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同條第三項中「前條第一項」を「第三十六條の三並びに前條第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十六條の三第一項中「二百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「その額の百分の五十」とあるのは「額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額の百分の五十」と読み替へるものとす。

第三十七條の二第四項中「又は同條及び第三

十六條の三の規定」及び「又は同項本文及び第三十六條の三の規定」を削り、「第三十六條第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同條第五項中「又は同項及び第三十六條の三の規定」及び「又は同條本文及び第三十六條の三の規定」を削り、「第三十六條の二ただし書」を「同條ただし書」に改め、同條第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十七條の三第三項中「その者についての前項の退職又は任意資格喪失事由に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた」を削り、同條第四項を削り、同條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とする。

第三十八條を次のように改める。

(脱退一時金)
第三十八條 組合員期間(第四十四條の規定により障害年金を受ける権利が消滅した者の当該障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間を除く。)が一年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が、退職した後に六十歳に達した場合若しくは六十歳に達した後退職した場合又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳に達した場合若しくは六十歳に達した後任意資格喪失事由に該当した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、その者が退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 平均標準給与の日額に、組合員又は任

意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額

ロ 退職した日又は任意資格喪失事由に該当した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応ずる利率に相当する額

二 六十歳に達した後に退職した場合又は六十歳に達した後に任意資格喪失事由に該当した場合 前号イに掲げる額

3 前項第一号ロに規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前條第五項の規定は、脱退一時金の額の計算の基礎となるべき組合員又は任意継続組合員であつた期間が二以上ある者の脱退一時金の額を算定する場合に準用する。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)が行うことができる。

6 脱退一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、給付に關する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第三十八條の二の前の見出し並びに同條及び第三十八條の三、第三十九條の四並びに第四十一條第三項を削る。

第四十二條第四項及び第五項中「又は同項及び第三十九條の四の規定」を削り、同條第六項第二号中「又は同項及び第三十九條の四の規定」を削り、「第三十九條の三第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同條第七項中「(第三十九條の四において準用する第三十六條の三本文の規定の適用を受けた者にあつては、同條本文の規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)」を削る。

第四十四條第二項及び第三項を削る。

第四十六條第一項第二号及び第四十六條の二第二号中「又は同條及び第三十六條の三の規定」及び「又は同項及び第三十六條の三の規定」を削る。

第四十六條の四を次のように改める。

第四十六條の四 削除

第四十六條の五第一項中「前條」を「第四十六條の三」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第四十六條の六第一項及び第二項中「並びに第四十六條の二から前條まで」を、第四十六條の二、第四十六條の三並びに前條」に改め、同條第四項を削る。

第四十七條中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十九條の三第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第五十條から第五十二條までを次のように改める。

(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)
第五十條 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十一條及び第五十二條 削除

附則第六條の三「法律第百二十二号」の下に「。以下「三十九年改正法」という。」を加え、「同法」を「三十九年改正法」に、「第六條」を「第六條、第七條の二」に、「第十一條」を「第七條の三」に、「第十三條」を「第十三條、第十五條の二」に改め、「法律第八十二号」の下に「。以下「四十一年改正法」という。」を加え、「附則第三條」を「附則第二條の二及び第三條」に改める。

附則第六條の五及び第六條の七「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭

和三十一年法律第百二十二号)を「三十一年改正法」に、「同法」を「三十一年改正法」に、「第六條」を「第六條、第七條の二」に、「第十一條」を「第七條の三」に、「第十三條」を「第十三條、第十五條の二」に、「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)」を「四十一年改正法」に、「附則第三條」を「附則第二條の二及び第三條」に改める。

附則第七條から第十二條までを次のように改める。

(退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例)
第七條 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下この項及び次条第一項において「改正前の法」という。)第三十八條の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。次条第一項において同じ。)又は第四十五條の規定による障害一時金(当該障害一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者(改正前の法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。次条第一項において同じ。)に係るものについて、当該各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定による年金の額は、当該各号に掲げる規定により算定した額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 第三十六條第二項本文の規定、三十一年改正法附則第六條第一項本文若しくは第七條第一項若しくは第二項の規定又は第三十三條第二項若しくは第三十九條の三第一項本文若しくは第二項前段の規定、前号に定める額

条の三本文の政令で定めるところにより算定した額

二 第三十九條の二第一項本文若しくは第二項前段の規定、三十九年改正法附則第十三條第一項若しくは第十五條第一項若しくは第二項の規定又は第三十九條の三第一項本文若しくは第二項前段の規定、前号に定める額

三 第四十六條第一項第一号の規定、三十九年改正法附則第十六條第一項の規定又は第四十六條の二(同条ただし書及び第二号から第四号までを除く。)の規定、第一号に定める額

四 第四十六條第一項第二号から第四号までの規定、三十九年改正法附則第十六條第五項の規定、第四十六條の二第二号から第四号までの規定又は第四十六條の六の規定、第一号に定める額の百分の五十に相当する額

2 職務による障害年金と職務によらない障害年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている額の控除は、職務によらない障害年金の額から行い、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額から行うものとする。

(障害年金の特例)
第八條 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金については、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定(昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は第四十五條の規定による障害一時金(当該障害一時金とみなされる給付を含む。))の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、第三十九條の二及び第三十九條の三並びに改正前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。)により算定した額が四十

八万五千三百円より少ないときは、当分の間、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定による障害年金の額は、四十八万五千三百円とする。

2 第三十九條の二及び第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者で組合員期間が九年以上であるものが六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が四十八万五千三百円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(減額退職年金の支給開始年齢の特例)
第九條 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第三十七條の二第一項及び第二項の規定の適用について

昭和三年一月一日以前に生まれた者

昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者

昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者

昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者

昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

昭和十五年一月二日から昭和十八年一月一日までの間に生まれた者

昭和十八年一月二日から昭和二十一年一月一日までの間に生まれた者

昭和二十一年一月二日から昭和二十四年一月一日までの間に生まれた者

昭和二十四年一月二日から昭和二十七年一月一日までの間に生まれた者

昭和二十七年一月二日から昭和三十年一月一日までの間に生まれた者

ては、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第三十七條の二第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第九條に規定する理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢の特例)
第十條 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第三十六條第一項ただし書及び第三項並びに第三十七條の二第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することとを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第三十六條第一項ただし書及び第三項並びに第三十七條の二第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日以前に生まれた者

五十五歳	四十五歳
------	------

昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者

五十六歳	四十六歳
------	------

昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者

五十七歳	四十七歳
------	------

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者

五十八歳	四十八歳
------	------

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

五十九歳	四十九歳
------	------

3 前二項の規定の適用を受ける者について

は、これらの規定により読み替えられた第三十七条の二第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する額に」と、「に」及び「乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)

第十一條 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第四十七条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十五歳

昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十六歳

昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十七歳

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十八歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者

五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二條 組合員期間(第四十四条の規定により障害年金を受ける権利が消滅した者の当該障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間を除く。)が一年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員又は任意継続組合員である者に限る。)が、退職した後に六十歳未満で死亡したとき、又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下この条において「特例死亡一時金」という。)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、その死亡した者に係る平均標準給与の日額に組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額に、退職した日又は任意資格喪失事由に該当した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。

額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第三十七条の二第五項の規定は、特例死亡一時金の額の計算の基礎となるべき組合員又は任意継続組合員であつた期間が二以上ある者の特例死亡一時金の額を算定する場合に準用する。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、給付に関する規定(第三十八条の規定を除く。)を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特例死亡一時金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条及び第十四条を削る。
別表第一中(第三十八条関係)を(第三十八条、附則第十二条関係)に改める。
別表第一の一を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十号中「四百五十六万円」を「四百六十八万円」に改める。

附則第七條第一項中「又は同項及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定」及び「又は同条及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定」を削り、同条第二項中「この条において」を削り、同条第六項中「第一條の十」を「第一條の十一、第一項及び第十三項」に改める。

附則第七條の次に次の二條を加える。

(更新組合員に係る退職年金の特例)

第七條の二 六十五歳以上の更新組合員に係る退職年金については、前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二の規定(昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「五十四年改正法」という。))第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「五十四年改正前の法」という。))第三十八條の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。附則第十五條の二第一項において同じ。))又は農林漁業団体職員共済組合法第四十五條の規定による障害一時金(当該障害一時金とみなされる給付を含む。附則第十五條の三の支給を受けたもの(五十四年改正前の法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。附則第十五條の二第一項において同じ。))及び前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二並びに五十四年改正前の法第三十六條の三の規定。以下この条において同じ。により算定した額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二の規定による退職年金の額は、六十四万七千円とする。

2 前二條及び四十九年改正後の法第三十六條

の二の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(更新組合員に係る退職年金の停止に関する特例)

第七條の三 更新組合員に係る次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める額(五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。))又は新法第四十五條の規定による障害一時金(当該障害一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。))の支給を受けた者(五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。))にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額。以下この項において同じ。が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。))における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

一 附則第六條又は第七條第一項の規定の適用によりその額が定められた退職年金。その額から附則第六條第一項第一号に掲げる額を控除して得た額

二 附則第七條第二項の規定の適用によりその額が定められた退職年金。その額から附則第六條第一項第一号に掲げる額を加算して得た額を控除して得た額

三 四十九年改正後の法第三十六條の二の規定によりその額が定められた退職年金。その額から同条の規定により算定した退職年金の額に附則第四條第一号の旧法組合員期間の年数を当該年金の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額

2 五十四年改正法第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「五十四年改正後の法」という。))第三十六條の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、五十四年改正後の法第三十六條の三第一項の規定は、適用しない。

附則第九條から第十一條までを次のように改める。

第九條から第十一條まで 削除

附則第十二條第三項第一号中「六十二万二千円」を「六十四万七千円」に改め、同項第二号中「四十六万六千五百円」を「四十八万五千三百円」に改め、同項第三号中「三十一万一千円」を「三十二万三千五百円」に改める。

附則第十四條第一項中「から第三十九條の四まで及び」を「及び第三十九條の三並びに」に改める。

附則第十五條第一項中「又は同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定」を削り、「若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定並びに」を「及び」に、「四十九年改正後の法第四十一條」を「五十四年改正後の法第四十一條」に改め、「若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の規定」を削る。

附則第十五條の次に次の一條を加える。

(更新組合員に係る障害年金の特例)

第十五條の二 更新組合員に係る障害年金で次の各号に掲げるものについては、四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定(昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で五十四年改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は農林漁業団体職員共済組合法第四十五條の規定による障害一時金の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条、四十九年改正後の法第三十九條の三並びに五十四年改正前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。))により算定した額が当該各号に掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額を四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十四万七千円

二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金(前号に掲げる障害年金を除く。))及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 四十八万五千三百円

2 四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

五二

に附する。法第四十九条の七の改正規定、法第四十九条の五及び第六条の七の改正規定、法附則第六条の三、第六条の五及び第六条の七の改正規定、(附則第十二条の二及び第三條に改める部分に限る。)、法附則第七條から第十二條までの改正規定、法附則第七條及び附則第十二條に係る部分に限る。)、法別表第一の改正規定並びに法別表第二の一を削る改正規定、第三條中農林漁業団体職員共済組合の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」といふ。附則第七條第一項及び第二項の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定(三十九年改正法附則第九條から第十條に係る部分に限る。)、三十九年改正法附則第九條から第十條まで、第十四條第一項及び第十五條第一項の改正規定並びに三十九年改正法附則第二十條の改正規定(第三條を「第七條の三」、第十三條に改める部分に限る。))並びに第七條並びに附則第五條、第七條から第十條まで、第十七條及び第十八條の規定、昭和五十一年一月一日

二 第二條中法第三十六條第一項及び第三項、第三十七條の二第一項、第二項及び第六條並びに第四十七條の改正規定、法附則第七條から第十一條までの改正規定(法附則第九條から第十一條までに係る部分に限る。))並びに附則第六條の規定、昭和五十五年七月一日

2 第二條の規定による改正後の法(以下「改正後の法」といふ。))第二十條第一項の規定及び第三條の規定による改正後の三十九年改正法(以下「改正後の三十九年改正法」といふ。附則第十二條第三項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。)

(退職年金等の最低保障等に関する経過措置)

第二條 昭和五十四年三月分以前の月分の退職年金、障害年金又は遺族年金の額については、第一條の規定による改正前の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第三條から第三條の入まで及び附則第十項から第三十一項までの規定は、なおその効力を有する。

(標準給与に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。前)に組合員であつた者の昭和五十四年四月から同年十二月までの標準給与のうち、その月額が六万六千円である標準給与又は三十八万円

である標準給与(その標準給与の月額基礎となつた給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額基礎となつた給与月額を改正後の法第二十條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち昭和五十四年十二月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第四條 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十四年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(給付の制限に関する経過措置)

第五條 改正後の法第三十條第三項の規定は、附則第一條第一項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」という。)以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者(一部施行日以後に再び禁錮以上の刑に処せられた者を除く。)については、なお従前の例による。

(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置)

第六條 改正後の法第三十六條第一項ただし書及び第三項、第三十七條の二第二項、第二項及び第六項、第四十七條並びに附則第九條から第十條までの規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、一部施行日前に退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

(退職年金等の停止に関する経過措置)

第七條 改正後の法第三十六條の三(改正後の法第三十七條の二第三項において準用する場合を含む。)及び改正後の三十九年改正法附則第七條の三(第四條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第二條の二において準用する場合を含む。)の規定は、一部施行日以後に退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置)

第八條 改正後の法第三十七條の三及び第四十九條の三の規定は、一部施行日以後に退職した者又は任意資格喪失事由(法第三十七條の三第二項に規定する任意資格喪失事由をいう。以下同じ。)に該当した者に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、一部施行日前に退職した者又は任意資格喪失事由に該当した者に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、改正後の法第三十七條の三第三項に規定する組合員又は任意継続組合員であつた期間に該当しないものとする。

3 第二條の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第三十八條第三項の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)の支給を受けた者、障害年金を受ける権利を一部施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第三十八條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第三十八條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者について通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合におけるこれらの一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、なお従前の例による。

意継続組合員であつた期間については、なお従前の例による。

(退職一時金等に関する経過措置)

第九條 改正後の法第三十八條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の規定による特例死亡一時金は、一部施行日前に退職した者又は任意資格喪失事由に該当した者に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、支給しない。

(退職一時金等に関する経過措置)

第十條 一部施行日前に給付事由が生じた一時金である給付については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に改正前の法第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、一部施行日以後に退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者となつたとき、又は一部施行日以後に六十歳に達したとき若しくは一部施行日以後に六十歳に達したとき若しくは一部施行日以後に六十歳に達し、その後、退職したとき若しくは任意資格喪失事由に該当したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第三十八條の二第二項又は第三十八條の三第一項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 一部施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者が一部施行日以後にその支給を受けなくなつたときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第四十四條第二項の規定により支給されることとなる差額に相当する額については、なお従前の例による。

4 一部施行日前に改正前の法第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が一部施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第五十條第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

(遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)

第十一條 改正後の法第四十六條の五第一項の規定は、施行日前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の法の規定による給付についても、昭和五十四年六月分以後適用する。

(退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例に関する経過措置)

第十二條 改正後の法附則第七條の規定は、一部施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第十三條 改正後の法附則第八條並びに改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十五條の二及び第十六條第五項の規定は、施行日前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の法の規定による給付についても、昭和五十四年四月分以後適用する。

第十四條 昭和五十四年三月一日以後同年十一月三十日以前に資格喪失事由(組合員にあつては法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう。第十一項において同じ。)に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同年三月一日以後同年十一月三十日以前に法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(法第四十六條の六の規定の適用がある遺族年金を除く。以下「五十四年四月以後の年金」と総称する。)については、その額(遺族年金については、その額につき法第四十六條の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。この場合にお

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

いて、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じてその額を定めるものとする。

一 退職年金のうち六十五歳未満の者に係る年金 四十八万五千三百円

二 障害年金のうち六十五歳以上の者で組合員期間が九年未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年未満であるものに係る年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからヘまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからヘまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(イに掲げる年金を除く) 二十八万九千五百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(ニに掲げる年金を除く)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金

十六万八千八百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

3 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第一項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

5 五十四年四月以後の年金のうち六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金については、その額(その額につき法第四十六条の五又は第二項若しくは前項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年六月分(その遺族年金を受ける権利が同年六月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金(前号に掲げる遺族年金を除く) 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

利が同年六月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金(前号に掲げる遺族年金を除く) 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

6 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金の額の改定について準用する。この場合において、第二項第一号中「四万八千円」とあるのは、「六万円」と、同項第二号中「七万二千元」とあるのは、「八万四千円」と、同項第三号中「三万六千円」とあるのは、「四万八千円」と読み替へるものとする。

7 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第五項の規定に準じて算定した額に改定する。

8 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第六項において準用する第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

9 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金(第一項第三号ニからヘまでに掲げる年金に限る)については、その額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年十月分(その遺族年金を受ける権利が同年十月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金(前号に掲げる遺族年金を除く) 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

受ける権利が同年十月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分)から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金(前号に掲げる遺族年金を除く) 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

10 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第六項において準用する第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 昭和五十四年二月二十八日以前に資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に三十九年改正法による改正後の法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る三十九年改正法による改正後の法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第十五条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十四年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十七条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「とみなされ、同法第三十八条の規定による退職一時金の基礎となるべきものを」とみなされたものに改める。

(通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置) 第十八条 前条の規定による改正後の通算年金通則法附則第十四条の規定は、一部施行日以後に退職した同条に規定する者に係る通算対象期間について適用し、一部施行日前に退職した同条に規定する者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

○青井政美君登壇 拍手
○青井政美君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国家公務員共済制度等に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、最低保障額の引き上げ等により、給付水準の引き上げを行うとともに、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金等の支給制限、退職一時金制度の廃止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、定年延長と団体職員の特遇、労務管理、国庫補助と財政状況、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、年金の給付内容、最低保障額、遺族年金の給付の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終りましたところ、日本共産党河田委員から修正案が提案され、討論に入り、日本共産党下田委員から原案に反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、河田委員提出の修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、本法律案に対し、全会一致をもって、給付に要する経費に対する国の補助率を引き上げること等八項目の附帯決議を行いました。

以上でございます。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程を追加して、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大島友治君。

〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年十二月十日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定)
第一条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項

の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額
三 遺族年金 控除後の年数一年につき前項

の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額
三 遺族年金 控除後の年数一年につき前項

の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額
3 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一条の十一第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条の六第五項の規定は、第二項及び前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。

5 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

7 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「八十歳」と読み替えるものとする。

8 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。
第二条の十の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十一 前条の規定の適用を受ける年金額については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の額の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれ

らの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定

める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）第三条の規定による改正後の法律第百四十号又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十四年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百四十号又は法律第四百号の規定を適用して算定した額に改定する。

第一項又は前項の規定の適用を受ける年金

で法律第四百十号附則第八項第一号に掲げる期間（二十一年以上に限る。）を有する組合員

に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとす
る。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
 第三条の十の次に次の一条を加える。
 (昭和五十四年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十三の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものについて

3 は、その改定額を六十四万七千円とする。

第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものを受け
る者が六十五歳に達したときは、その達した
日の属する月の翌月分以後、その年金額を六
十四万七千円に改定する。

第四条の六第一項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

第四条の八第一項中「次条」を「第五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の九 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額（第一条の十一又は第二条の十一の規定の適用を受ける年金にあつ

ては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金に

つては、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条（同条を準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額

に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期限

年限に達しているものに係る年金 四十
八万五千三百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計

算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

口 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計

算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廢

疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからへまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからへまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年の年金の額の計算の基礎となつた組合員で

あつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員で

あつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十八万九百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満のもの

妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の

妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳

未滿の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最

短年金年限に達しているもの 二十四万
二千七百円
ヘイからホまでに掲げる年金以外の年金
十六万千八百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前

項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項中「七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）とあるのは「六十五歳（遺族年金を受ける者にあつては、六十歳に達したとき）」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替へるものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をし

た組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額（第一条の十一、第二条の十一又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 四十二万

二 第一項第三号ロに掲げる年金 三十一万

三 第一項第三号ハに掲げる年金 二十一万

四 第一項第三号ニに掲げる年金 二十一万

五 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

六 第一項第三号ホに掲げる年金 二十一万

七 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

八 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

九 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十一 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十二 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十三 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十四 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十五 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十六 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十七 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十八 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

十九 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

二十 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

二十一 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

二十二 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

二十三 第一項第三号ヘに掲げる年金 二十一万

規定による改定後の年金額とし、その額につ

き新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 年金の額の計算の基礎となつた組合員で

あつた期間が退職年金の最短期間年限に達している遺族年金 四十二万円
二 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上の遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。） 三十一万五千円
三 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満の遺族年金 二十一万円

第五条第一項第一号中「四万八千円」を「六万

円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万

四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を

「四万八千円」に改める。

第六条第三項中「第七十九条の二第六項」を

「第七十九条の二第五項」に改める。

第六条の六第四項中「とあるのは「国家公務員

共済組合法」を「とあるのは「昭和四十二年度以

後における国家公務員共済組合等からの年金の

額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定に

よる改正前の国家公務員共済組合法（以下「昭

和五十四年改正前の国家公務員共済組合法」と

いう。）に改め、同条の次に次の一条を加え

る。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び

通算遺族年金の額の改定）

第六条の七 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十四年四月分以後、その額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四

十で除し、これに当該通算退職年金に係る組

合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に

改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規

定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

三 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規

定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額に十二を乗じて得た金額にその額が別表

第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれ

の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲

げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に

掲げる金額との合算額を十二で除して得

た金額をいう。）の千分の十に相当する

金額に二百四十を乗じて得た金額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四

十で除し、これに当該通算退職年金に係る組

合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に

改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規

定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額に十二を乗じて得た金額にその額が別表

第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれ

の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲

げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に

掲げる金額との合算額を十二で除して得

た金額をいう。）の千分の十に相当する

金額に二百四十を乗じて得た金額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四

改定する。

一 四十六万二千三百三十二円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

三 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

四 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規

定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額に十二を乗じて得た金額にその額が別表

第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれ

の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲

げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に

掲げる金額との合算額を十二で除して得

た金額をいう。）の千分の十に相当する

金額に二百四十を乗じて得た金額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四

十で除し、これに当該通算退職年金に係る組

合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に

改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規

定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額に十二を乗じて得た金額にその額が別表

第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれ

の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲

げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に

掲げる金額との合算額を十二で除して得

た金額をいう。）の千分の十に相当する

金額に二百四十を乗じて得た金額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五八

別表第二の十三(第三条の十一関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 八八、二〇〇円まで	四八五、三〇〇円
一〇一、二〇〇円	五〇三、四〇〇円
一一五、〇〇〇円	五七二、〇〇〇円
一二九、六〇〇円	六四四、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七四六、一〇〇円

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七(第一条の十一、第二条の十一、第六条の七関係)

金額の区分	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十二條第一項の表中

第一級	第二級
六六、〇〇〇円	六六、〇〇〇円
六七、五〇〇円未満	六七、五〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

第一級	第二級
六七、〇〇〇円	六八、〇〇〇円
六七、五〇〇円未満	六七、五〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	三八〇、〇〇〇円
	三七五、〇〇〇円以上

改める。

第三十九級	第四十級
三八〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円
三七五、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円以上

第二十五條の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条の表以外の部分中「第八十三條第七項」を削り、「第百二十六條の五」の下に、「附則第十二條の三から第十二條の七まで」を加え、同条の表第四十一條第一項の項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第五項、第八十條第四項」に、「第百六條第一項」を「第百六條」に改め、同表中第七十六條の三第二号の項及び第八十三條第四項の項から第八十三條第六項の項までを削り、第百二十六條の五第二項の項の次に次のように加える。

附則第十二條 俸給日額 平均標準給与の七第二項 日額

第二十五條に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、退職年金及び廃疾年金については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第十三條の二及び第二十四條の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的説替は、政令で定める。

第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条中「第二十五條又は」を「第二十五條第一項若しくは」に改め、「国家公務員共済組合法」の下に「又は第二十五條第二項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を加える。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の

部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百五十六万円」を「四百六十八万円」に改め、同項第二号中「四・八〇一」を「四・九七四」に、「一万九千二百円」を「一万九千九百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。
附則第八項第一号中「三分の二(そのを三分の二(八十歳未満の者にあつては、そのに改める。

第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項及び第四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。
附則第六項及び第七項中「退職一時金」を削る。

附則第八項第二号中「附則第十二項第二号及び附則第十四項第二号」を「及び附則第十二項第二号」に改める。
附則第十四項を削る。
附則第十五項中「第十三條の下に」を「第十三條の二を加え、及び第十八條」を「から第十八條まで」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十四項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)第五條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十五項(附則第十六項)を附則第十四項(附則第十五項)に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十九項から第二十四項までを一項ずつ繰り上げる。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項及び第十三項を削る。

附則第十四項中「前四項」を「前三項」に、「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項中「前五項」を「前三項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十六項中「附則第十二項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第号)第六

条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第号)第六

条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第号)第六

附則第十七項中「附則第十四項(附則第十五項)を附則第十三項」に、「昭和三十六年改正法附則第十五項」を「昭和三十六年改正法附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十八項から第二十六項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二項第一項、第四条の六第一項、第

六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、

第二条中私立学校教職員共済組合法第十七条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百号。以下「法律第四百号」という。)附則第八項の規定及び

附則第九項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第四百号附則第八項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)
昭和五十五年一月一日から同年六月三十日までの間は、改正後の法律第四百号第一項中「附則第十二条の三から第十二条の七まで」とあるのは、「附則第十二条の三及び附則第十二条の七」とする。

3 (旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置)
改正後の年金額改定法第五条第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 (標準給与に関する経過措置)
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十四年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六

万八千円以下である標準給与(その標準給与の月額額の基礎となつた給与月額が六万七千五百円以上であるものを除く。又は三十八万円である標準給与(その標準給与の月額額の基礎となつた給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。又は、当該標準給与の月額額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

6 附則第四項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

7 第三条の規定による改正後の法律第四百号附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号。以下「法律第四百号」という。)附則第十項において準用する場合を含む。又は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改

8 第四条の規定による改正後の法律第四百号附則第八項の規定(法律第四百号附則第十項において準用する場合を含む。又は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改

9 附則第八項の規定(法律第四百号附則第十項において準用する場合を含む。又は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改

10 正後の法律第四百号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百六十八万円(昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百五十六万円)」と読み替へるものとする。

11 改正後の年金額改定法第四条の九及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から同年十一月三十日までの間に退職(死亡を含む。以下この項において同じ。)をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同年四月一日から同年五月三十一日までの間に退職をした組合員に係る年金についての改正後の年金額改定法第五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六万円」とあるのは「四万八千円」と、同項第二号中「八万四千円」とあるのは「七万二千円」と、同項第三号中「四万八千円」とあるのは「三万六千円」と読み替へるものとする。

12 (政令への委任)
附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

13 (通算年金通則法の一部改正)
通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

14 附則第十三条中「とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきものを」とあるのは「とみなされ、(通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置)昭和五十五年一月一日前に退職した者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件
後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

六〇

〔大島友治君登壇 拍手〕

○大島友治君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額及び最低保障額の引き上げを図るとともに、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、減額退職年金制度の改正など、国家公務員共済組合の年金制度の改正に準じた措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきましては、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ等の実施期日を原案より半年間おくらせ、昭和五十五年七月一日とする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、長期給付の掛金率の推移と今後の見通し、国庫補助率の引き上げ、日本私学振興財団及び都道府県の助成の拡充等に関する附帯決議の実施状況、年金支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度改正の影響と対策、短期給付の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小巻委員より原案に反対する旨の発言があり、退職年金の支給開始年齢等を現行どおりとする旨の修正案が提出されました。

次いで採決の結果、小巻委員提出の修正案は否決、原案は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、高橋委員より、日本共産党を除く五派共同提案に係る私学共済組合の年金制度の充実を図るための附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長長藤正夫君。

〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年十二月十日
衆議院議長 渡尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六條の三」を「第六條の四」に改める。
第六條の二第二項中「次条までにおいて」及び「この号、次条第一項第二号、第十條の二第一項第二号及び第十條の三第一項第二号において」を削る。

第六條の三の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第六條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金(第四項の規定の適用を受けるものを除く)で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十

五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額)
二 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料年額に関する規定につき昭和五十二年において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料年額に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料年額に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金については、当該退職の日(その者に係る規定が改正後の給与条例等の給料年額に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該年金の額の算定の基礎となつた又は基準となるべき退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた又は基準となるべき当該退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)

第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

2

第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前に退職に係る年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖繩の退職年金等で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七条第三項、第七条の二第三項及び第七條の三第四項中「第八十二條第六項」を「第八十二條第五項」に改める。

第十条の三第二項中「新法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の新法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る年金（第四項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において「昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分

の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十二年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る通算退職年金については、当該退職の日におけるその額について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていゝたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料）に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同

条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十条の四第一項」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第三」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の新法別表第三（昭和五十一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 沖繩の通算退職年金等で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第六條の三」を「第六條の四」に改める。

第十三條の五第一項中「定める額とする。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における地方議會議員共済

会の年金の額の改定）

第十三條の六 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十二年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・一を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十六條第三項中「新法」を「若しくは昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十五号）以下この項において「昭和四十八年法律第七十五号」という。）による改正前の新法」に、「（新法」を「（昭和四十八年法律第七十五号による改

- 一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額
イ 給料日額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額
ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額
六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額
 - 3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
 - 4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職(当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。)が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。
 - 5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)が行うことができる。
 - 6 脱退一時金の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。
- 第八十四条及び第八十五条 削除
- 第八十六条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改める。
- 第八十七条中「別表第四」を「別表第三」に、「こえる」を「超える」に改める。
- 第八十七条の二第一項中「別表第四」を「別表第三」に改める。
- 第八十七条の三を削る。

第八十八条の見出し中「変つた」を「変わった」に改め、同条第一項及び第三項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第八十九条第二項第二号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第三項を削る。

第九十条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項中「又は同項及び第八十七条の三の規定及び又は同項本文及び第八十七条の三の規定を削り、「額」を「額」に改め、同条第五項中「又は同項及び第八十七条の三の規定及び又は同項前段及び第八十七条の三の規定」を削り、同条第六項第一号中「十年に達しない」を「十年以下である」に、「とき 改定前の」を「とき 改定前の」に改め、同項第二号中「又は同項及び第八十七条の三の規定及び又は同項前段及び第八十七条の三の規定」を削り、「第八十七条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする。)」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改め、「含む」の規定の下に「又はこれらの規定以外の廃疾年金の額の最低保障に関する法令の規定」を加える。

第九十条の二中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十一条第一項中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十一条の二中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に改める。

第九十二条第一項中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十三条第二号中「又は同項及び第七十八条の三の規定及び又は同項及び第七十八条の三の規定」を削る。

第九十三条の二第二号中「又は同項及び第七十八条の三の規定及び又は同条及び第七十八条の三の規定」を削る。

第九十三条の四第二項を削る。

第九十三条の五第一項中「四万八千円」を「六万六千円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第九十四条中「五十五歳」を「六十歳」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十六条第五号及び第六号中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十七条の二第四項を削る。

第九十八条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第九十九条を削り、第九十九条の二を第九十九条とする。

第一百条中「に対する」を「に對し」に改め、「に對する」の下に「別段の定めがあるものを除き」を加える。

第一百二条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項前段中「及び第七十八条の三」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは、「第一百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と読み替へるものとする。

第一百二条第四項中「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八条の三

第一号又は第二号」とあるのは「第一百二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第一百二条第三項の規定により読み替へられた第七十八条第二項ただし書」とを削る。

第一百四十一条第一項中「第八十一条第四項中」を「第八十一条第三項中」前条第一項」とあるのは「第一百二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百二条第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「に」として、同項の「を」と、「前条第二項」とあるのは「第一百二条第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に」改める。

第一百五十五条の見出しを「(通算退職年金等の特例)」に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百六条第一項中「同条第六項第二号中」二十年以下である場合」とあるのは「二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。)」と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「を」を「同条第六項中」に改め、「算定の基礎となつた」を削り、「として」を「と」、「第八十七条第一項ただし書」とあるのは「第一百六条第一項の規定により読み替へられた第八十七条第一項ただし書」と、第九十一条の二第二項中「給料年額」とあるのは「第一百二条第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百

六四

第十四条の二 組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で自治省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況

の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の自治省令で定める職務に従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていたその者の配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当する者を除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

附則第十八条の次に次の六条を加える。

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に係る退職年金等の額の特例）

第十八条の二 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後に

改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正

前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第八十三条（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）又は第九十二条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による廃疾一時金（当該廃疾一時金とみなされる給付を含む。）の支給を受けた者（旧法第八十三条第一項ただし書（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた者を含む。）に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十八条第二項本文若しくは第七十八条の二第二項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）、第二百二条

第二項又は附則第二十条第二項若しくは第三項の規定 旧法第七十八条の三各号（旧法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 第八十七条第一項本文若しくは第二項前段又は第八十七条の二第二項前段若しくは第二項前段（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定 旧法第七十八条の三各号（旧法第二百二条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

三 第九十三条第一号又は第九十三条の二第一号（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定 前号に掲げる金額

四 第九十三条第二号から第四号まで、第九十三条の二第二号から第四号まで又は第九十七條の二第二項から第三項まで（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。）の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金から行うものとする。

（退職年金の支給開始年齢の特例）

第十八条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用につ

ては、次項及び次条の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とする。

とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同表の第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者

昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者

昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者

昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者

昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

昭和十五年一月二日から昭和十八年三月三十一日までの間に退

職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日

以前に生まれた者

昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に退

職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日

昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者		五十五歳	五十歳
昭和三年 ^七 一月二日から昭和六年 ^七 一月一日までの間に生まれた者		五十六歳	五十一歳
昭和六年 ^七 一月二日から昭和九年 ^七 一月一日までの間に生まれた者		五十七歳	五十二歳
昭和九年 ^七 一月二日から昭和十二年 ^七 一月一日までの間に生まれた者		五十八歳	五十三歳
昭和十二年 ^七 一月二日から昭和十五年 ^七 一月一日までの間に生まれた者		五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除		き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九條第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同表の第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日までの間に退		五十五歳	四十五歳
職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年 ^七 一月一日			
以前に生まれた者			
昭和五十八年 ^七 四月一日から昭和六十一年 ^六 三月三十一日までの間に退		五十六歳	四十六歳
職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年 ^七 一月一日			
から昭和六年 ^七 一月一日までの間に生まれた者			
昭和六十年 ^七 四月一日から昭和六十四年 ^六 三月三十一日までの間に退		五十七歳	四十七歳
職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年 ^七 一月一日			
から昭和九年 ^七 一月一日までの間に生まれた者			

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

六六

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者

五十八歳 四十八歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

五十九歳 四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第八十一条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」に同じ「に」を乗じて」として、同項の規定を適用する。

第十八条の四 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この条において同じ。）である組合員であつた者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する退職年金及び減額退職年金については、当分の間、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳（消防吏員又は常勤の消防団員で附則第十八条の三第二項の表の上欄に掲げる者に該当するものにあつては、その者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢）」

と、昭和十五年一月二日以後に生まれた者（消防吏員又は常勤の消防団員で前条第二項の表の上欄に掲げる者に該当するもの（以下この条において「特定消防吏員等」という。）を除く。）にあつては第八十一条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするはか附則第十八条の四に定める理由を勘案して」と、同日前に生まれた者（特定消防吏員等で同日以後に生まれたものを含む。）にあつては同項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」に同じ「に」を乗じて」として、これらの規定を適用する。

（減額退職年金の支給開始年齢の特例）

第十八条の五 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第八十一条第一項及び第二項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、前二条の規定の適用がある場合を除き、当分の間第八十一条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするはか附則第十八条の五に定める理由

を勘案して」とする。
（遺族年金の支給開始年齢の特例）
第十八条の六 遺族年金（夫、父母又は祖父母に対するものに限る。）を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十四条（第二十条において準用する場合

を含む以下この条において同じ。）の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第九十四条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

（死亡に関する給付の特例）

第十八条の七 組合員期間又は団体共済組合員期間（第八十一条第三項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間その他の期間のうち政令で定める期間を除く。）が一年以上二十年未満である者（昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員又は団体共済組合員である者に限る。）が、退職した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下この条において「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただ

し、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。
2 特例死亡一時金の額は、給料日額に前項の組合員期間又は団体共済組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。
3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

六八

二十条第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年(附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「第七十八条の二」とあるのは「附則第二十条第三項」と、「第七十八条第二項」とあるのは「同条第二項」と、第九十三条の二中「前条」とあるのは「附則第二十条第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、二十年とあるのは「十五年(附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額)」と、同条第二号中「第七十八条第二項」とあるのは「附則第二十条第二項」と、「第七十八条の二」とあるのは「同条第三項」と、第九十三条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第九十三条の四中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、第九十三条の五第一項中「第九十三条から前条まで」

とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条から前条まで」と、同条第二項中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用し、第九十三条第三号及び第四号並びに第九十三条の二第三号及び第四号の規定は、適用しない。

附則第二十六条中「警察職員」を「附則第十九条の規定の適用を受ける警察職員」に改める。

附則第三十三条中「次項において同じ。」を削り、「この項を次条までに改め、同条の次に次の一条を加える。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

第三十三条の二 地方公共団体等(次の各号に掲げる地方公共団体その他の者をいう。以下次項までにおいて同じ。)は、当分の間、次の各号に掲げる地方公共団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる者に係る長期給付に要する費用(第百三十三条第二項第三号に掲げる費用を除く。)について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

一 地方公共団体 組合員(次号及び第三号に掲げる組合員並びに継続長期組合員を除く。)

二 都道府県 市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する組合員

三 国の職員である組合員

四 公社又は公庫等 継続長期組合員及び昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる旧法第百四十条第一項又は昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年

法律第 号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次項第二号において「昭和五十四年改正前の施行法」という。)第百二十五条第二項、第百二十七条第二項若しくは第百二十八条第一項に規定する復帰希望職員(これらの復帰希望職員とみなされる者を含む。)

2 地方公共団体等が前項の規定による負担をする場合には、次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第百三十三条第一項及び第二項、第百六条第一項、第百三十九条、第百四十一条第四項及び第五項、第百四十四条第一項並びに第百四十四条の二第二項の規定 第百三十三条第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第三十三條の二第二項の規定による」と、同条第二項第二号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び附則第三十三條の二第二項の規定による」と、同項に規定する地方公共団体等の負担に係るものと、第百六条第一項中「第百三十三條」とあるのは「第百三十三條及び附則第三十三條の二第二項」と、第百三十九條中「第百三十三條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項及び附則第三十三條の二第二項」と、第百四十一条第四項及び第五項中「第百三十三條第二項に掲げる費用」とあるのは「第百三十三條第二項に掲げる費用及び附則第三十三條の二第二項の規定による費用」と、第百四十四条第一項及び第百四十四条の二第二項中「第六章」とあるのは「第六章及び附則第三十三條の二第二項」とする。

二 昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる旧法第百四十条第四項(昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定

によりその例によることとされる昭和五十四年改正前の施行法第百二十五条第五項(これを準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この号において単に「旧法第百四十条第四項」という。において準用する旧法第百三十三條第一項及び第二項並びに第百六条第一項の規定 旧法第百四十条第四項において準用する旧法第百三十三條第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正後の法」という。))附則第三十三條の二第二項の規定による」と、旧法第百四十条第四項において準用する旧法第百三十三條第二項第二号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び昭和五十四年改正後の法附則第三十三條の二第二項の規定による」と、旧法第百四十条第四項に規定する地方公共団体等の負担に係るものと、旧法第百四十条第四項において準用する旧法第百六条第一項中「第百三十三條」とあるのは「第百三十三條及び昭和五十四年改正後の法附則第三十三條の二第二項」とする。

三 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)第百二十二條第一項及び附則第十條の規定 これらの規定中「並びに第百四十二條第一項、第二項及び第六項」とあるのは、「第百四十二條第一項、第二項及び第六項並びに附則第三十三條の二第二項」とする。

四 義務教育費国庫負担法第二條第四号及び公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年

年法律第五十二号) 第五条第三号の規定 これらの規定中「第百十三条第二項」とあるのは、「第百十三条第二項及び附則第三十三条の二第二項」とする。
附則第三十四条を次のように改める。

(福祉事業に要する費用の特例)

第三十四条 附則第二十九条第一項の規定の適用を受ける地方公共団体の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業に要する費用に充てることができる金額は、当分の間、毎年四月一日における組合員の第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料の総額に自治省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の範囲内とする。

附則第三十五条の二中「費用は」を「費用(以下次条までにおいて「団体共済組合の給付に要する費用」という。)は」に、「当該給付を」を「団体共済組合の給付」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(団体共済組合の給付に要する費用の負担の特例)

第三十五条の三 地方公共団体は、当分の間、団体共済組合の給付に要する費用(第百三十三条第三項第二号に掲げる費用を除く。)について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 地方公共団体が前項の規定による負担をする場合には、次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第二百三十三条第一項及び第三項から第五項

までの規定 同条第一項中「次項の」とあるのは「次項及び附則第三十五条の三第一項の規定による」と、同条第三項第一号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び附則第三十五条の三第一項の規定による地方公共団体の負担に係るもの」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「附則第三十五条の三第一項の規定による負担をするほか、次の各号」と、同項第一号中「前項第二号に掲げるもの」とあるのは「前項第二号に掲げるもの及び附則第三十五条の三第一項の規定による地方公共団体の負担に係るもの」と、同法第五項中「前項」とあるのは「前項及び附則第三十五条の三第一項」とする。

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第十五条第二項において準用する同法第十四条第三項の規定 同項中「新法第二百三十三条第三項第一号及び第四項第一号」とあるのは、「新法第二百三十三条第三項第一号及び第四項第一号並びに附則第三十五条の三第一項」とする。

附則第四十条の三第二項中「附則第十四条の三」を「附則第十四条の二」に改める。

附則第六十三条中「昭和三十一年法律第百五十二号」を削る。

附則第六十七條中「昭和三十三年法律第百九十二号」を削る。

附則の次に附則別表として次の二表を加える。

附則別表第一

昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間		期 間		割 合	
職 員	期 間	期 間	割 合	(イ)	(ロ)
三年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間	百分の一	百分の一	二・五	
	十九年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十五年を超え十八年に達するまでの期間	百分の一	百分の一	二・五	
三年以上六年未満	十八年を超え二十二年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十五年を超え十七年に達するまでの期間	百分の一	百分の一	二・五	
六年以上九年未満	十七年を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十五年を超え十六年に達するまでの期間	百分の一	百分の一	二・五	
九年以上十二年未満	十六年を超え二十四年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十五年を超え二十五年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
十二年以上十六年未満	十六年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十七年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
十六年以上十七年未満	十八年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
	十九年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
十七年以上十八年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
十八年以上十九年未満	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
十九年以上二十年未満	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の一・二五	三・七五	
二十一年以上二十二年未満					
二十二年以上二十三年未満					

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

七〇

附則別表第二

昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間	期 間	割 合			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
二十二年以上二十三年未満	二十二歳を超え二十八歳に達するまでの期間				百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間				百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	二十四歳を超え二十六歳に達するまでの期間				百分の三・七五
二十五年以上	二十六歳を超え三十歳に達するまでの期間				百分の二・五
	二十五歳を超え三十歳に達するまでの期間				百分の二・五
三年以上六未満	十九歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十歳を超え二十二年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
六年以上九未満	十七歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
九年以上十二未満	十六歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十四歳に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五

十二年以上十六年未満	十五歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十五歳に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十六年以上十七年未満	十五歳を超え十六歳に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	十六歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十六歳に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十七年以上十八年未満	十五歳を超え十七歳に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	十七歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十七歳に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十八年以上十九年未満	十五歳を超え十八歳に達するまでの期間	百分の五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	十八歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十八歳に達するまでの期間	百分の〇・七五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十九年以上二十年未満	十五歳を超え十九歳に達するまでの期間	百分の五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	十九歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十歳を超え二十九歳に達するまでの期間	百分の〇・七五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十年以上二十一年未満	十五歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	二十歳を超え三十歳に達するまでの期間	百分の〇・七五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	十五歳を超え二十歳に達するまでの期間	百分の五	百分の五	百分の〇・五	百分の二・五
	二十歳を超え二十九歳に達するまでの期間	百分の〇・七五	百分の七五	百分の〇・七五	百分の三・七五

二十二年以上二十三年未満	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上二十三年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十二年以上二十三年未満	二十八年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

別表第二中「第八十三條、第八十八條」を「第八十三條」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「第八十六條—第八十七條の二、第八十八條—第九十一條」を「第八十六條—第九十一條」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「合わせ」に改め、同表の備考三「指図節」を「指図節」に改め、同表を別表第三とする。

別表第五中「あわせ」を「合わせ」に改め、同表の備考中「別表第四」を「別表第三」に改め、同表を別表第四とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「又は旧長期組合員期間を有する者」を「又は旧長期組合員期間を有する者等」に、「第三款 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七條—第十九條）」を「第三款の二 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置（第十七條—第十九條）」に改め、同表第四項を次のように改める。

条第十九條の二に、「第二十條・第二十一條」を「第二十條—第二十二條」に、「退職一時金」を「退職一時金」に、「（第二十二條—第二十四條）」を「（第二十三條—第二十四條）」に、「公庫公団等の役員」を「継続長期組合員」に、「第百二十九條の二」を「第百二十九條」に改める。

第二條第一項第四号中「公務による廃疾年金」の下に「公務によらない廃疾年金」を加え、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 退職一時金 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正前の新法（以下「昭和五十四年改正前の新法」という。）第八十三條の規定による退職一時金及び昭和五十四年法律第 号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。）第二十二條の規定による退職一時金その他の昭和五十四年改正前の新法第八十三條の規定による退職一時金とみなされる給付をいう。

第三條第三項中「国の新法」を「国の新法若しくは昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正前の新法（以下「昭和五十四年改正前の新法」という。）と改める。

第三條第三項中「国の新法」を「国の新法若しくは昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正前の新法（以下「昭和五十四年改正前の新法」という。）と改める。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、国の新法第七十九條の二の規定又は法律第百八十二号附則第十九條の規定に相当する恩給組合法例又は旧市町村共済法の規定は、政令で特別の定めをするものを除き、国の新法第七十九條の二又は法律第百八十二号附則第十九條の規定と同様に改正されたものとして、同項の規定を適用する。

第三條の二の二「国の新法」を「国の新法（国の新法について改正が行われた場合において、当該改正前の国の新法の規定の例によることとされるときは、当該改正前の国の新法を含む。）」に改める。

第三條の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十四年法律第三十七號」を「昭和五十四年法律第五十四號」に改める。

第四條第二項中「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改める。

第二章の章名中「旧長期組合員期間を有する者」を「旧長期組合員期間を有する者等」に改める。

第七條第一項第五号中「行なう」を「行う」に、「第十條第一項第六号」を「第十條第一項第五号」に改め、同表第二項各号列記以外の部分中「退職一時金」を「通算退職年金又は退職一時金」に改める。

第八條及び第九條中「退職一時金」を「退職一時金」に改める。

第十條第一項中「退職一時金」を「退職一時金」に改め、同項第五号中「限る」を「限る」のうちに改め、同表第二項中「及び次項」を削り、「なつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

七二

額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十号)の施行の日において組合員である者を「なり、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十号)以下この項及び次項において「昭和五十年法律第八十号」という。の施行の日まで引き続いて職員であつたもの(これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつたものに限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者)に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条第四項中「第二項の下に」及び第三項中「のうちに、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者に限る。)」を「第二項又は前項の規定の適用を受けるもの」に改め、「関する規定」の下に「(前二項の規定を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第七十八條第一項、前二条又は前二項の規定に該当しない更新組合員のうち、地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員以外の地方公務員として地方公共団体の事務のうち学校給食に関する単純な業務その他の政令で定める特定の事務に従事していた者(以下この項において「特定事務従事地方公務員」という。)であつたもので引き続き職員となつたもの又は更新組合員以外の者(新法第七十八條第一項の規定に該当しない者に限る。のうちに、昭和五十年法律第八十号の施行の日前において特定事務従事地方公務員であつたもので引き続き職員となり、昭和五十四年法律第 号附則第一条第一項ただし書に定める日まで引き続き職員

員であつたもの(これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、当該職員となつた日が昭和五十年法律第八十号の施行の日の前日までの日であつた者に限る。が同項ただし書に定める日から昭和六十五年十一月十九日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続き当該特定事務従事地方公務員であつた期間から十二月を控除した期間を算入するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第十一條第一項第一号中「金額(その額)」を「金額。ただし、その額に、「当該金額)」を「当該金額とする。」に改め、同条第四項中「同号かつこ書」を「同号ただし書」に改め、同条第十項各号列記以外の部分中「第二号の」を「第二号から第五号までの」に改め、同項第一号中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同項第二号中「第七條第一項第二号」を「第七條第一項第二号から第五号まで」に、「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第十一項中「七十歳の下に」又は八十歳を加える。

第十三條第一項中「(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額。以下この項において同じ。)」を削り、同条第二項中「(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削る。

第十四條の次に次の一条を加える。

(長期に職者に係る退職年金の額の最低保障) 第十四條の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が退職年金に於いての最短期間(次項において「退職年金の最短期間」という。)に達しているものである場合には、当該退職年金に於いては、新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者が実在職の期間が六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第十七條第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「又は第十二條第三項」を削り、「五十五歳」を「六十歳」の者が新法附則第十八條の三第一項若しくは第二項又は新法附則第十八條の四の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による退職年金の支給開始年齢」に改める。

第十八條第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。第十九條中「別表第四」を「別表第三」に、「行なわない」を「行わない」に改め、第二章第二節

第三款中同条の次に次の一条を加える。

(退職年金の停止に関する特例) 第十九條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第四号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第七條第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十四條第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職料等の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

第二款第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 減額退職年金に関する経過措置

(減額退職年金の停止に関する特例) 第十九條の三 前条第一項各号に掲げる退職年

金に基づく減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第八十一条第三項において準用する新法第七十九条第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

「第五款 退職一時金に関する経過措置」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條の前に次の款名を付する。

第五款 脱退一時金に関する経過措置

第二十三條第一項中「又は前条の規定による退職一時金」を「の規定による脱退一時金」に、

「新法第八十三条第二項第一号」を「同条第二項第一号イに、」の「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改め、同条第二項中「第八十三条第二項第一号」を「第八十三条第二項第一号イ」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十六條第一項を次のように改める。

昭和三十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

公務によらない廃疾年金を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

第二十七條第七項中「（その超える期間）」を「（当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間）」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。

第十二條第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七條の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とすることとする。

第二十八條第二項中「前項の場合において、」を削り、「ときは、同項を」の場合における前項に、「行ない」を「行い」に、「行なり」を「行う」に改める。

第二十九條前段中「から第八十七條の三まで」を「新法第八十七條の二」に改め、「（第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）」を削り、同条後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公務によらない廃疾年金の特例）

第二十九條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものについては、新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額を新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の廃疾年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（第十四條の二第一項に規定する退職年金の最短期間をいう。次号において同じ。）に達しているものに係る年金 六十万七千円

二 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金（前号に掲げる年金を除く。）又は六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（第十四條の二第一項に規定する退職年金の最短期間をいう。次号において同じ。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の規定の適用を受ける公務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、廃疾年金の額を改定する。

第三十條第一項中「から第八十七條の三まで」を「及び新法第八十七條の二」に、「及び第二十八條」を「第二十八條及び前条」に改める。

第三十八條第三項中「（その超える期間）」を「（当該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間）」に改め、同条第四項中「（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合」を「（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合」を「（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合を除く。）又は八十歳に達した場合」に改める。

第三十九條中「第九十三條の三第一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の二」に改める。

第四十一條第一項中「八十五万二千円」を「九十九万四千円」に、「八十七万六千円」を「百九十九万四千円」に、「八十七万六千円」を「百九十九万四千円」に、「八十七万六千円」を「百九十九万四千円」に、「八十七万六千円」を「百九十九万四千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第四十二條中「第十二條第一項各号に掲げる

者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額」を削る。

第四十七條第三項中「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に改める。

第四十九條第一項中「（新法第八十二条、第八十四條、第八十五條及び第九十九條並びに第二十条及び第二十一条の規定を除く。次条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第六十三條第三項において同じ。）」を削り、同条第二項中「減額退職年金」の下に「通算退職年金、脱退一時金」を加え、同条第三項中「退職一時金」を「脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十條第二項中「若しくは減額退職年金を」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「退職一時金」を「脱退一時金若しくは退職一時金」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第五十三條第二項中「減額退職年金」の下に「通算退職年金、脱退一時金」を加え、「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「もの又は退職一時金」を「もの又は脱退一時金若しくは退職一時金」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第六項」を「第四十九條第三項」に、「退職一時金」を「脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十五條第一項中「第二十六條第一項」を「第十九條の二、第十九條の三、第二十三條、第二十九條」を「第二十九條の二」に改め、同条第二項中「第七條第二項各号列記以外の部分中」を「施行日前の次の期間以外」の期間」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日以前の期間」とを削り、「又は」を「並びに」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項各号に掲げる者に係る同項」に改める。

第五十六條第一項各号列記以外の部分中「第二十三條」を「昭和五十四年改正前の施行法第二

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 七四

十三条に改め、同項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十三条第一項第二号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十三条第一項第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十三条の規定による」を「(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。次条第二項において同じ。)」を加え、「新法第八十三条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三条第一項ただし書」に、「新法第七十八条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八条の三第一号」に改め、「その額が」の下に「前条第一項において準用する」を加え、同条第三項を次のように改める。

8 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第二十八条の規定を準用する場合に、同条第一項中「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第五十六条の二第二項中「第二十三条」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条」に改め、同条第二項中「新法第八十三条の規定による」を「削り」、「新法第八十三条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三条第一項ただし書」に、「新法第七十八条の三各号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八条の三各号」に、「第十四条の二」を「第五十五条第一項において準用する第十四条の二」に、「第十一條第一項第五号」を「同項において準用する第十一條第一項第五号」に改める。

第五十六條の三「退職一時金」を「同法第二

条第一項第十八号の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十六條の三の規定により読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

第五十七條第五項から第七項までの規定中「六十五歳を」を「六十歳」に改める。

第五十九條第三項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第六十條中「第五十五條第一項」を「第五十五條第一項の規定」に改める。

第六十二條中「読み替へる」とし、「第二十三條第一項第三号並びに第四十六條第一項第三号」を「並びに第二十三條第一項第三号」に改める。

第六十三條第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「同日」を「施行日」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第六十五條の見出し中「者」を「更新組合員等」に改め、同条中「市町村長」の下に「特別区の区長(地方自治法第二百八十三條第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。)」を含む。」を加え、「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第八十五條まで」を「この節」に改める。

第六十七條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第六十八條第三項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第四項中「七十歳の下に」又は「八十歳」を加える。

第七十一條の次に次の一条を加える。

(長期に職者に係る地方公共団体の長の退職年金の額の最低保障)

第七十一條の二 長期に職者に係る地方公共団体の長の退職年金の額の最低保障については、新法第二百二條第三項において準用する新法第七十八條第二項ただし書又は第七十條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第七十三條第一項第二号を次のように改める。

二 第七十一條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第七十三條の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の長の退職年金の停止に関する特例)

第七十三條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 第七十一條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその

の額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職料等の額に相当する額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、知事等であつた更新組合員については、適用しない。

第七十五條を次のように改める。

(地方公共団体の長の減額退職年金の停止に関する特例)

第七十五條 第十九條の三の規定は、第七十三條の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第七十三條の二第一項各号」と読み替へるものとする。

第七十六條第三項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改める。

第七十七條第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二條第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 地方公共団体の長であつた者に対する新法第八十七條及び前二條の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七條の規定によるほか、第二十九條及び第二十九條の二の規定の例による。

第八十二條第一項中「第九十三條の三第二項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」に改める。

第八十三條の二第一項中「又は第三号」を「の規定による遺族年金又は新法第九十三條第三号」に、「第九十三條の三第一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」に改める。

第八十六條の第三項中「退職一時金」を「同法第二條第一項第十八号の二に規定する退職一時金」に、「同法第七十五條の規定の適用を受けた場合又は同法を昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公

務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七十五条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八十六条の三第一項の規定により読み替えられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

第八十七条中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第一百五条の二まで」を「この節」に改める。

第八十九條第一項中「十五年」を「十五年（新法附則第二十條第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。）」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第九十条第一項第二号中「百分の一・五(二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、一年につき警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下

欄外又は別表第三の下欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同条第二項中「その超える期間」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第六項中「七十歳の下に」又は「八十歳」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十条の二中「算定した金額が」を「算定した第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金の額が」に改め、同条第一号中「恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金」を「警察職員であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則
第二十条第三項第二号の規定により算定し
た金額

第九十二条中「前三条」を「第九十条、第九十一条、第九十二条」の二（第九十条第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十条第三項の規定を含む。次条第一項、第九十五条第一項第二号、第九十五条の二第二項第二号及び第九十五条の二第二項において同じ。）及び前条に改める。

第九十三條第一項中「百分の一・五」を「百分の一・五に相當する金額」に、「合算して二十年を超え三十年に達するまでの期間について」は、「百分の一。以下この項において同じ。」に相當する額を「合算した年數で昭和五十五年一日以前の年數が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年數である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員給料年額に新法附則別表第一の下欄又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額。以下この項において同じ。」に、「百分の一・五に相當する額」を「百分の一・五に相當する金額」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（長期在職者に係る警察職員の退職年金の額の最低保障）

第九十三條の二 長期に職者に係る警察職員
の退職年金の額の最低保障については、新法附
則第二十條第四項において準用する新法第七
十八條第二項ただし書又は第九十二條の規定
によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第九十五条第一項第三号中年額を額に改め、同条第三項中「第九十条の二の下に」（第九十条第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十條第三項の規定を含む。）を加え、「第十二條第三項」とあるものを「第九十一条の規定によりその例によることとされる第十二條第三項」とを削り、同条の次に次の一條を加える。

(警察職員の退職年金の停止に関する特例)
第九十五条の二 次の各号に掲げる退職年金で

ものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円（十一年分を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十条の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 第九十条の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第九十条第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を垂じて得た金額を控除した金額

三 第九十三条第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同

2 項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額に相当する金額を控除した金額

新法第七十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、警察監督職員であつた更新組合員については、適用しない。

第九十六條の次に次の一条を加える。
(警察職員の減額退職年金の停止に関する特例)

第九十六條の二 第十九條の三の規定は、第九十五條の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第九十五條の二第一項各号」と読み替えるものとする。

第九十七條第一項各名別記以外の部分中「十五年」を「十五年（公務による廢疾年金にあつては、新法附則第二十條第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」に改め、同項第二号中「十五年を超えたる」を「十五年（公務による廢疾年金にあつては、新法附則第二十條

第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数を超え」に、「百分の一・五（公）務による廃疾年金にあつては、十五年を超え」十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間

年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）に相当する金額」を「百分の一・五に相當する金額」（公務による療疾年金にあつては、昭和五十一年一月一日前の警察職員であつた期間が新法施行以後の期間である者の上欄又は別表第四の上欄に掲げらるる者の新法附則別表第二の中欄又は同附則別表第三の上欄又は別表第五の上欄に掲げらるる者の上欄又は別表第六の上欄に掲げらるる者の上欄）と同一の割合によつて算出するものとする。

表第四の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第二の下欄(イ)又は別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。)に改め、同条第三項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改める。

第九十八条第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二条第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七条第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七条の二第二項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 警察職員であつた者に対する新法第八十七条及び前二条の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七条の規定によるほか、第二十九条及び第二十九条の二の規定の例による。

第二百二条第一号中「十五年」を「十五年(新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。)」に改める。

第四百四条第一項中「十五年」を「十五年(新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に改める。

定による遺族年金又は新法第九十三条第三号に、「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の一」に改める。

第六十六条の二中「恩給公務員である職員」の下に「又は警察条例職員」を加える。

第六十六条の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十一条第十八号の二に規定する退職一時金に、「同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)」による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、「同法第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六十六条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

第七十七条中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第二百二十条の二まで」を「この節」に改める。

第一百十條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第一百十四條の次に次の一条を加える。
(長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障)

第一百十四條の二 長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障については、新法第七十八條第二項ただし書又は第百十三條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第一百十六條第一項第二号を次のように改める。
二 第一百十四條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその

の額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額
第一百十六條の次に次の一条を加える。
(消防組合員の退職年金の停止に関する特例)

第一百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第一百十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額
二 第一百十四條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職料等の額に相当する額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による消防組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、消防職員であつた更新組合員については、適用しない。
第一百十七條の次に次の一条を加える。
(消防組合員の減額退職年金の停止に関する特例)

第一百十七條の二 第十九條の三の規定は、第一百十六條の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第一百十六條の二第一項各号」と読み替えるものとす

る。
第一百十九條の二第一項中「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の一」に改める。

第二百一十一條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十一条第十八号の二に規定する退職一時金に、「同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)」による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、「同法第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六十六条の三第一項の規定により読み替えられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

第九條の章名中「公庫公団等の役職員」を「継続長期組合員」に改める。
第二百二十五條から第二百二十九條までを次のように改める。

(継続長期組合員の取扱い)

第二百二十五條 新法第四百十條第二項に規定する継続長期組合員に対する第二章第三節及び第四節の規定(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「公務」とあるのは、「業務」とする。

2 前項に定めるもののほか、新法第四百十條第二項に規定する継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六條から第二百二十九條まで 削除
第二百二十九條の二を削る。

第二百三十條の二第一項の表の第一号中「期間

で」を「期間並びに同項第二号ロ及びニの期間で厚生年金保険の被保険者であつた期間に該当するもののうち」、「に改め、同表の第二号中「期間で」を「期間のうち」に改め、同表の第三号中「第百四十三条の二第一項第三号の期間」の下に「並びに同項第二号ロ及びニの期間で厚生年金保険の被保険者でなかつた期間に該当するもの」を加える。

第三百三十四条第一号中、「退職一時金」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百三十六條第一項中「第九章」を「第八章」に、「第十一章の二」を「前章」に改め、同條第二項中「第十一章の二」を「前章」に改め、同條第三項中「その他政令で定める法人」を「（日本住宅公団、水資源開発公社、農用地開発公社、日本道路公社、森林開発公社、原子燃料公社、公營企業金融公社、労働福祉事業団、中小企業信用保証公社、首都高速道路公社、雇用促進事業団又は阪神高速道路公社をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「及び第九章」を削り、「これらの法人」を「公団等（水資源開発公社にあつては愛知用水公社、農用地開発公社にあつては農地開発機械公社）」に改める。

第四百三十三条第一項第四号中「業務による廢疾年金」の下に「若しくは業務によらない廢疾年金」を加え、同項第六号中「同じ。」を「同じ。」に改める。

第百四十三条の二第一号中「同じ。」の下に「(次号ロ、ニ及びホに掲げるものを除く。)」を加え、同項第二号中「期間で」を「期間又は地

方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）附則第二項、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）附則第二條第一項若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）附則第二條第一項の規定による組織変更をした公益法人に使用されていた者で施行日においてそれぞれ新法第百七十四條第

一項第八号から第十号までに掲げる団体の団体の職員であつたものの当該公益法人に使用されていた者であつた期間(ホにおいて「特定公益法人被用者期間」という。)で、「」に改め、同号イ中「ロ」を「ハ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

昭和三十年一月一日から昭和三十七年十一月三十日までの期間でイに掲げるもの以外のものうち政令で定めるもの

第一百四十三条の二 第一項第二号に次のように加える。

ニ 昭和三十七年十二月一日から昭和三十
九年九月三十日までの期間でハに掲げる
もの以外のもののうち政令で定めるもの

ホ 新法第百七十四条第一項第八号から第十号までに掲げる団体の団体職員であつた期間又は特定公益法人被用者期間で、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までのもののうち政令で定めるもの

第四百四十三條の第二項第三号中「新法第八十三條」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三條」に改め、同条第三項中「係る」の下に「新法第二百二條において準用する新法第八十二條の規定による通算退職年金の基礎となるべき団体共済組合員期間又は」を加え、「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、「同項第三号の期間」の下に「（当該通算退職年金の基礎となるべき団体共済組合員期間を計算する場合には、同項第二号ロ、ニ及びホの期間で厚生年金保険の被保険者でなかつた期間に該当するものを含む。）」を加える。

第百四十三条の二の三中「の期間」の下に「並びに同項第二号ロの期間、同号ニの期間及び同号ホの期間で厚生年金保険の被保険者であつた期間に該当するものを合算した期間」を加える。

第百四十三条の三第一項第二号中「の期間二十年」を「の期間又は同号ロの期間 前号の期間と合算して二十年」に改め、同項第三号中「第

「一号又は前号」を「前二号」に改め、同項第四号中「第百四十三条の二第二項第二号ロの期間前各号」を「第百四十三条の二第二項第二号ハからホまでの期間 前三号」に改め、同条第三項中「及び」を「同号ロの期間及び」に、「その超える期間」を「(当該団体共済更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第四項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加え、「及び」を「同号ロの期間及び」に改める。

第百四十三条の四の次に次の三条を加える。

(長期に職者に係る退職年金の額の最低保障)
第百四十三条の四の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた団体共済組合員期間のうち実在職

した期間(次項において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年年限(第十四条の二第一項に規定する退職年金の最短年年限をいう。次項において同じ。)に達しているものである場合における当該退職年金について

は、新法第二百二条において準用する新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二、新法第二百二條の二第三項及び第四項並びに第二百四十三條の三から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないと

きは、当分の間、その額を新法第二百二条において準用する新法第七十八條第一項及び新法第七十八條の二、新法第二百二條の二第三項及び第四項並びに第四百十三條の三から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第二百二条において準用する新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二、新法第二百二條の二第三項及び第四項並びに第二百四十三條の三から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものが六

十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなす。

して、退職年金の額を改定する
(退職年金の停止に関する特例)

第四百四十三条の四の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

二 第四百四十三条の三の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

りその額を定められた退職年金。その額から当該額に第四百四十三条の二第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた団体共済組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額。

二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による団体共済更新組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

新法第二百二条において準用する新法第七

第十九条第四項の規定は、団体共済更新組合員については、適用しない。

（減額退職年金の停止に関する特例）

第百四十三条の四の四 第十九条の三の規定は、前条第一項各号に掲げる退職年金に基く減額退職年金の支給の停止について準用する。

る。この場合において、第十九条の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第百四十三條の四の三第一項各号」と読み替えるものとする。

七八

同条第二項中「第四百十三條の二第一項第二号」を「第四百十三條の二第一項第二号イ又はハ」

に、「同号の」を「これらの」に改める。

第百四十三条の二十二第一項及び第二項中「第百四十三条の二第一項」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の二第一項」に改める。

第百四十五条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

別表第一中「第二十三条、第七十五条」を「第二十三条」に改める。

別表第二中「二、七三三、四〇〇円」を「二、九二五、〇〇〇円」に、「一、七九三、四〇〇円」

を「一、九五〇、〇〇〇円」に、「一、二一一、四〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に改め、

同表の備考一中「別表第四」を「別表第三」に改め、同表の備考二中「十五万円」を「十八万円」に改め、同表の備考三中「九万六千円」を「十萬八千円」に、「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同表

の備考四中「別表第四」を「別表第三」に、「五十五歳」を「六十歳」に改める。

別表第四を別表第六とし、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三(第九十条、第九十三条、第九十七条関係)

昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間	期 間	割 合
十八年以上十九年未満	十八年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五
十九年以上二十年未満	十九年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十年以上二十一年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十一年以上二十二年未満	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一

別表第四(第九十七条関係)

昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間	期 間	割 合
十八年以上十九年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間	百分の〇・五
十九年以上二十年未満	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五
二十年以上二十一年未満	二十年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間	百分の〇・五
二十二年以上二十三年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五
二十三年以上二十四年未満	二十年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五

八〇

(施行期日等)

次の各号に掲げる規定は、当該各号
第一条の規定（同条中昭和

びに同法別表第二の改正規定（同表の備考一及び同表の備考四の改正規定を除く。）並びに次項、附則第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第七條第三項、第七條の二第三項及び第七條の三第四項の改正規定を除く。）、第二条中地方公務員等共済組合法第九十三条の五第五項、第一百二十五条、第一百四十三条第三項、第二百四十二条第二項及び第二百四十五条の改正規定、附則第三十四条並びに附則第四十条の三第三項の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法長期給付に関する施行法目次の改正規定（又は旧長期組合同員期間を有する旨を、又は旧長期組合同員期間を有する旨等に改める部分に限る。）、同法第一条第一項第四号、第三条の三第三項第一号及び第五号並びに第二章の章名の改正規定（同条第二項の改正規定中「退職金」を「退職一時金」に改める部分を除く。）、同法第三十一条第四項、第四十項及び第四十一項、第四十二条、第五十七條第三項から第三十七項まで、第六十五條見出し及び同条、第六十八條第二項及び第四項、第七十五條第九項、第七十七條第二項及び第三十八條第三項及び第四十六條第九項、第七十八條、第七十九條第二項、第八十條及び第八十七條第九項第七項、第九十七條並びに第一百四十三条第三項及び第四項第四号の改正規定、同法第一百四十三条の三第三項及び第四項を除く。）、同法第一百四十三条の十第三項の改正規定、同法第一百四十三條の十三第三項の改正規定、同法第一百四十三條の二第一項第二号ロの期間に係る部分を除く。並びに同法別表第二の改正規定（同表の備考一及び同表の備考四の改正規定を除く。）並びに次項、附則第八条、第九条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条及び第二十一条の規定公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十九條第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「五十五歳」を「六十歳」に改める部分に限る。）、同法第八十一条第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第八十二条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする改正規定、同法第九十四条の改正規定（「五十五歳」を「六十歳」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第十八条の次に六条を加える改正規定（同法附則第十八条の三から六条までの規定に係る部分に限る。）、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第七條第二項の改正規定（「五十五歳」を「六十歳」に改める部分に限る。）、考四の改正規定（「五十五歳」を「六十歳」に改める部分に限る。）、

の二、第七十七条、第七十八条、第九十八条、第九十九条及び第四百三十三条の十九の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、

(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置)

第三條 改正後の法第七十九条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第六項並びに第九十四条（これらの規定を改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条の三から第十八条の六まで並びに改正後の施行法第十七条第五項及び別表第二の備考四（受給権者の夫である配偶者、父母及び祖母父で六十歳以上であるものに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に退職年金、遺族年金。

金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日施行日前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

(退職年金等の停止に関する経過措置)
 第四条 改正後の法第七十九条第四項から第六項
 まで(改正後の法第八十一条第三項において準
 用する場合を含む。)の規定(これらの規定を改

正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）並びに改正後の施行法第十九条の二、第十九条の三、第七十三条の二、第七十五条、第九十五条の二、第九十六条の二、第一百六条の

二、第百四十三條の四の四の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた

者について適用する。
(通算退職年金等に関する経過措置)
第五条 改正後の法第八十二条第三項から第五項
まで及び第九十八条第二項（これらの規定を改

正後の法第二百二条において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後の退職に係る通算退

職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受け、職年金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間は、改正後の法第八十二條第三項又は改正後の法第二百二條において準用する同項に規定する組合員期間又は団体共済組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第八十三條第三項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金の支給を受けた者、施行日以後において廃疾年金を受ける権利を有する者となつたことにより附則第七條第二項の規定によりその例によることとされる改正前の法第八十四條（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十五條（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定（同項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間については、なお従前の例による。

（脱退一時金等に関する経過措置）
第六條 改正後の法第八十三條第一項（改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十八條の七第一項の規定による一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間については、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）
第七條 施行日前に給付事由が生じた一時金で

ある長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた改正前の法第八十三條第二項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）第四項において同じ。）の規定による退職一時金の支給を受けた者が、施行日以後に退職年金若しくは廃疾年金を受け、権利を有する者となつたとき又は施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十四條第一項又は第八十五條第一項（これらの規定を改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受ける権利を有する者が施行日以後にその支給を受けなくなり、又は死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十八條第四項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

4 施行日前に給付事由が生じた改正前の法第八十三條第二項の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第九十九條第一項（改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）
第八條 改正後の法第九十三條の五第一項（改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、同年六月分以後適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第九條 改正後の法第十四條第三項及び第二百四條第四項の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（公社職員又は公庫等職員となるため退職した者等に関する特例に関する経過措置）
第十條 別段の定めがあるものを除き、改正後の法第十四條の規定は、施行日以後に改正後の法第四百四十條第一項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職した者について適用し、施行日前に改正前の法第四百四十條第一項若しくは第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第二百二十五條第二項、第二百二十七條第二項若しくは第二百二十八條第一項に規定する復帰希望職員（これらの復帰希望職員とみなされる者を含む。）以下この条において「復帰希望職員」という。）又は改正前の法第四百四十條の二第二項に規定する復帰希望者に該当した者については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、その者は、その申出をした日に前項の規定によりその例によることとされる改正前の法第四百四十條第五項（前項の規定によりその例によることとされる改正前の施行法第二百二十五條第五項（これを準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この項において「改正前の法第四百四十條第五項」という。）に規定する引き続き公庫等職員として在職しなくなったときに該当するものとみなし、その組合は、改正前の法第四百四十條第五項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から起算して五年を経過する日まで

の間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたときは、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

（遺族の範囲の特例に関する経過措置）
第十一條 改正後の法附則第十四條の二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた長期給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた長期給付については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用等の負担の特例に関する経過措置）
第十二條 改正後の法附則第三十三條の二及び附則第三十五條の三の規定は、長期給付に要する費用又は団体共済組合の給付に要する費用（以下この条において「長期給付に要する費用等」という。）で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用等で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（特定事務従事地方公務員であつた期間の通算に関する経過措置）
第十三條 改正後の施行法第十條第三項に規定する特定事務従事地方公務員であつた期間を有する組合員で附則第一條第一項ただし書に定める日から昭和五十四年十二月三十一日までの間に退職したものに對する改正後の施行法第十條第三項の規定の適用については、同項中「脱退一時金」とあるのは、「退職一時金」とする。

（長期在職者の老齢者加算等に関する経過措置）
第十四條 改正後の施行法第十一條第十項及び第十一項、第二十七條第七項、第三十八條第三項及び第四項、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項、第九十條第二項及び第六項、第九十七條第三項、第四百三十三條の三第三項及び第四項、第四百三十三條の十第三項並びに第四百三十三條の十三第三項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、同年六月分以後適用する。

2 改正後の施行法第五十七條第五項から第七項まで及び第九十條第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付について、同年十月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

第十五条 改正後の施行法第十四條の二、第二十九條の二、第四十三條の四の二及び第四十三條の十の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付について、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十六条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第九十三條の五(法又は施行法において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用がある場合には、その額から法第九十三條の五の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間(団体共済組合員期間を含む。以下この条において同じ。))のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 法の規定による遺族年金(法第九十七條の二(法第二十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下この条において同じ。 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族(法第二十二條第一項第三号(法第二十二條において準用する場合を含む。))に規定する遺族をいう。以下同じ。である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の

計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。))が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く。以下この号において「実在職の期間」という。))に達しているもの 二十八万九千五百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のものである年金(二に掲げる年金を除く。及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。))が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下この号において「退職年金の最短期間」という。))に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合に、当該第三号の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもって、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員(団体共済組合員を含む。以下この項において同じ。))又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千

円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。以下この号において「六十歳以上である場合」という。)) 三万六千円

3 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。以下この号において「六十歳に達したとき」という。))は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に定める額に改定する。

6 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額(その額につき法第九十三條の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年六月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定によ

る遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 三十一万五千円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの 二十一万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金(第一項第三号ニからヘまでに掲げる年金に限る。)の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同年十月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 三十一万五千円

三 実在職の期間が九年以上のもの 二十一万円

11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

13 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

14 前項の規定による年金の額の改定により増加する費用の負担については、昭和四十二年以後に改定等に関する法律第十二条第一項及び同法第十五条第二項において準用する同法第十四条第三項の規定の例による。

(公務員等による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)
第十七条 改正後の施行法第四十一条及び別表第

二の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十四年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千円」と、「百万二千円」とあるのは「九十八万八千円」と、「九十一万八千円」とあるのは「八十三万六千円」と、同表中「二、九二五、〇〇〇円」とあるのは「二、八二五、〇〇〇円」と、「一、九五〇、〇〇〇円」とあるのは「一、八六〇、〇〇〇円」と、「一、三三五、〇〇〇円」とあるのは「一、二五五、〇〇〇円」と、同表の備考二中「十八万円」とあるのは「十五万円」とする。

(退職後に増加退職料を受けなくなった者の特例等に関する経過措置)
第十八条 改正後の施行法第五十条及び第五十三条(これらの規定を改正後の施行法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に増加退職料(施行法第二条第一項第十二号に規定する増加退職料をいい、同項第四十二号に規定する増加恩給を含む。以下この条において同じ。)又は共済法の廃疾年金(同項第十六号に規定する共済法の廃疾年金をいう。以下この条において同じ。)を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日前に増加退職料又は共済法の廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときについては、なお従前の例による。

(施行日前の団体職員であつた期間等の取扱に關する経過措置)
第十九条 改正後の施行法第四百三十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員(当該団体共済更新組合員であつた者が再び団体共済組合員となつたものを含む。)が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、その者又はその

の遺族につき改正後の施行法第四百三十三条の二第一項第二号ロ、ニ及びホの規定並びに第四百三十三条の三、第四百四十三条の十及び第四百四十三条の十三(改正後の施行法第四百三十三条の二第一項第二号ロ、ニ及びホに係る部分に限る。)の規定を適用するものとしたならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和五十五年一月分以後、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち代用教員期間等を有する者に関する経過措置)
第二十条 昭和五十四年十月一日において現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条列の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、改正前の施行法第七條第一項第三号の期間又は改正前の施行法第十條第一項第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十四号)第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号)以下この条において「改正後の法律第五十五号」という。)附則第四十四條の三の規定又はこれに相当する退職年金条列の規定の適用によりその全部又は一部がこれらの期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(改正後の施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「更新組合員等」という。)若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十四年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第三号又は第十條第一項第一号(これらの規定を改正前の施行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者が政令で定めるものその他政令で定

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第二号 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 八四

める者(以下この条において「代用教員期間等を有する者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付については、代用教員期間等を有する者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の三の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、同年十月一日以後も改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 代用教員期間等を有する者が前項に規定する別段の申出をしなかつたときは、当該代用教員期間等を有する者は、改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の三の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用により増額されて支給された普通恩給等の額のうち当該増額された部分に相当する額を、政令で定めるところにより、これを支給した国、地方公共団体又は市町村職員共済組合に返還しなければならない。(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他の法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十二條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「第七條第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間

に算入されたもの」を「第七條第二項各号に掲げる期間に該当するもの」に改め、同條第二項中「第七條第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入されたもの」を「第六十四條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定により同法第七條第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされたものに該当するもの」に改める。

附則第九條中「第七條第一項及び第二項の規定により地方公務員等共済組合法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員期間に算入された期間」を「第七條第二項各号に掲げる期間に該当する期間及び同法第六十四條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定により同法第七條第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされたものに該当する期間」に改める。

附則第十條及び第十一條中「第百四十三條の二第一項から第三項までの規定により地方公務員等共済組合法第二百二條において準用する同法第八十三條の規定による退職一時金の基礎となるべき地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間に算入されたもの」を「第百四十三條の二第一項第一号又は第二号イ若しくはロに掲げる期間(同條第二項の規定により同号イの期間とみなされた期間を含む。)に該当する」に改める。

(通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 前條の規定による改正後の通算年金通則法附則第八條から第十一條までの規定は、施行日以後に退職した地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る通算対象期間について適用し、施行日前に退職したこれらの者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「改正後の法第百四十條第一項に規定する復帰希望職員」を「第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第百四十條第一項に規定する復帰希望職員」に、「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に、「改正後の法第百四十條第四項において準用する改正後の法」を「改正前の法第百四十條第四項において準用する改正前の法」に改め、同條第二項中「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に改める。

第二十五條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九條第一項中「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に、「改正後の法第百四十條第四項において準用する改正後の法」を「改正前の法第百四十條第四項において準用する改正前の法」に改め、同條第二項中「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に改める。

法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九條第一項中「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に、「改正後の法第百四十條第四項において準用する改正後の法」を「改正前の法第百四十條第四項において準用する改正前の法」に改め、同條第二項中「改正後の法第百四十條第一項」を「改正前の法第百四十條第一項」に改める。

〔後藤正夫君登壇 拍手〕

○後藤正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等について、恩給の改善措置に準じ、既裁定年金の額の引き上げ等の措置を講ずることとするほか、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、減額退職年金制度の改正、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止、警察職員に対する特例年金制度の廃止等の措置を講ずるとともに、地方議会の議員及び地方団体関係団体職員の年金制度についても所要の改正を行おうとするものであります。

なお、先国会衆議院において退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正の実施期日について、政府原案におきましては「昭和五十五年一月一日」と定められておりました

のを「昭和五十五年七月一日」に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、年金制度の改善措置等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わりましたところ、神谷委員より日本共産党を代表し、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ等に関する改正部分を削除しようとする修正案が提出されました。

討論に入りましてところ、日本共産党を代表して神谷委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わし、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、支給開始年齢の引き上げに当たっては退職勧奨年齢等を段階的に引き上げるよう指導に努めること等十項目にわたる附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、

本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後四時七分開議

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長石破二郎君。

〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に

関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月二十一日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間が千九百七十七年十二月十六日にモスクワで署名された議定書及び千九百七十八年十二月十五日に東京で署名された議定書により延長されたことを考慮し、

この有効期間が千九百七十九年十二月三十一日に満了することを考慮し、

同協定の有効期間を更に延長することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 千九百七十七年五月二十七日にモスクワで署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、同協定の有効期間の延長に関する読替えを行つて、千九百八十年十二月三十一日まで効力を有する。

2 両政府の代表者は、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合におけるその後、日本の国民及び漁船の漁獲に関する問題(漁獲の手段及び条件を含む。)に関し、千九百八十年十一月二十四日まで、に会合し、協議する。

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定
の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一併

八六

第二条

1 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。

2 この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年十二月十五日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書

二通を作成した。

日本国政府のために
魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
V・カーメンツェフ

〔審査報告書は都合により第三号末尾に掲載〕

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月二十一日

衆議院議長 滝尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦

政府は、

千九百七十七年八月四日に東京で署名された日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間が千九百七十七年十二月十六日にモスクワで署名された議定書及び千九百七十八年十二月十五日に東京で署名された議定書により延長されたことを考慮し、

この有効期間が千九百七十九年十二月三十一日に満了することを考慮し、

同協定の有効期間を更に延長することを希望し、

次のとおり協定した。

第一条

1 千九百七十七年八月四日に東京で署名された日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書は、同協定の有効期間の延長に関する議定書を行つて、千九百八十年十二月三十一日まで効力を有する。

2 両政府の代表者は、日本国の地先沖合におけるその後のソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船の漁獲に関する問題（漁獲の手段及び

び条件を含む。）に関し、千九百八十年十一月二十四日までには合意し、協議する。

第二条

1 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。

2 この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年十二月十五日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
V・カーメンツェフ

〔石破二朗君登壇、拍手〕

〇石破二朗君 ただいま議題となりました議定書二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。
一昨年五月に署名されました北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する

ソ連との協定及び一昨年八月に署名されました日本国の地先沖合いにおける一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間は、今日まで二度にわたって延長されましたが、その有効期間は、これも本年末に満了することとなっております。今回の二つの議定書は、両協定の有効期間を明年末までさらに一年間延長するとともに、明後年以降の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議することを定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域におけるわが方の漁獲割り当て量とわが国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割り当て量は、それぞれ七十五万トン及び六十五万トンと定められております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	安井 謙君
副議長	秋山 長造君

議員	太田 淳夫君	相沢 武彦君
	和泉 照雄君	矢原 秀男君
	渡部 通子君	藤原 房雄君
	桑名 義治君	内田 善利君
	塩出 啓典君	峯山 昭範君
	三木 忠雄君	柳澤 鍊造君
	井上 計君	亀長 友義君
	原田 立君	馬場 富君
	上林繁次郎君	阿部 憲一君
	三治 重信君	金丸 三郎君

遠藤 政夫君	中野 明君	佐々木満君	森下 泰君
矢追 秀彦君	田代富士男君	最上 進君	竹内 潔君
黒柳 明君	栗林 卓司君	鈴木 正一君	野呂田芳成君
木島 則夫君	金井 元彦君	志村 愛子君	古賀雷四郎君
河本嘉久蔵君	鈴木 一弘君	中村 禎二君	原 文兵衛君
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	吉田 実君	斎藤 十朗君
柏原 ヤス君	藤井 恒男君	上條 勝久君	梶木 又三君
中村 利次君	片山 正英君	初村清一郎君	稲嶺 一郎君
藤井 丙午君	二宮 文造君	山崎 竜男君	安田 隆明君
白木義一郎君	小平 芳平君	増田 盛君	細川 護熙君
多田 省吾君	中尾 辰義君	小林 国司君	中山 太郎君
田淵 哲也君	向井 長年君	大石 武一君	那 祐一君
新谷寅三郎君	上原 正吉君	塚田十一郎君	江藤 智君
八木 一郎君	下村 泰君	大谷藤之助君	熊谷太三郎君
山田 勇君	江田 五月君	二木 謙君	楠 正俊君
円山 雅也君	前島英三郎君	鍋島 直紹君	山東 昭子君
市川 房枝君	青島 幸男君	戸塚 進也君	夏目 忠雄君
喜屋武眞榮君	秦 豊君	望月 邦夫君	堀内 俊夫君
田 英夫君	有田 一寿君	増岡 康治君	田代由紀男君
北 修二君	熊谷 弘君	岩上 二郎君	前田 勲男君
下条進一郎君	田原 武雄君	三浦 八水君	山本 富雄君
高橋 圭三君	成相 善十君	中村 啓一君	林 寛子君
岩崎 純三君	後藤 正夫君	福島 茂夫君	藤井 裕久君

阿具根 登君	高杉 勉忠君	農林水産委員	辞任	補欠	園田 清充君	三浦 入水君	決算委員	辞任	補欠	安武 洋子君	神谷信之助君	香脱タケ子君	佐藤 昭夫君	議院運営委員	辞任	補欠	佐藤 昭夫君	香脱タケ子君	同日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	公職選挙法改正に関する特別委員	辞任	補欠	佐藤 昭夫君	内藤 功君	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。	委員派遣承認要求書	一、目的 建設事業並びに建設諸計画に関する																			
実情調査	一、派遣委員	増田 盛	菅ヶ久保重光	藤田 進	二宮 文造	山中 郁子	栗林 卓司	一、派遣地 東京都	一、期間 十二月十八日及び十九日の二日間	一、費用 概算一七四、〇〇〇円	右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八	十条の二により承認を求めます。	昭和五十四年十二月十二日	建設委員長 浜本 万三	参議院議長 安井 謙殿	去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	決算委員	辞任	補欠	佐藤 昭夫君	香脱タケ子君	神谷信之助君	安武 洋子君																							
議院運営委員	辞任	補欠	香脱タケ子君	佐藤 昭夫君	去る十四日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員桑豊君提出(第八十九回国会)建設省	計画局総務課編「土地収用法実務提要」に関する	質問に対する答弁書	参議院議員二宮文造君提出帰化許可者に対する	国民年金適用等に関する再質問に対する答弁書	同日内閣から、参議院議員堀出啓典君提出電気自	動車の開発普及促進に関する質問については、検	討する必要がある、これに日時を要するため、十	二月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五	条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄	県のつづれ地(未買収道路用地)に関する質問につ	いては、検討する必要がある、これに日時を要す	るため、十二月二十二日までに答弁する旨の国会	法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受	領した。	同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出在日	米軍基地内の貯油施設に関する再質問について	は、調査検討する必要がある、これに日時を要す	るため、十二月二十六日までに答弁する旨の国会	法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受	領した。	去る十七日議長において、次のとおり常任委員の	辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	辞任	補欠	秦 豊君	田 英夫君	法務委員	辞任	補欠	橋本 敦君	立木 洋君	外務委員	辞任	補欠	立木 洋君	橋本 敦君	藤井 恒男君	木島 則夫君

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号 議長の報告事項

九〇

田 英夫君 秦 豊君	運輸委員	法務委員	建設委員
通信委員	辞任 補欠	辞任 補欠	辞任 補欠
辞任 補欠	田代富士男君 黒柳 明君	立木 洋君 橋本 敦君	山中 郁子君 上田耕一郎君
木島 則夫君 藤井 恒男君	通信委員	外務委員	決算委員
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十三年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況の報告を受領した。	辞任 補欠	辞任 補欠	辞任 補欠
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	予算委員	大蔵委員	同日委員長から次の報告書が提出された。
内閣委員	辞任 補欠	辞任 補欠	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書
黒柳 明君 田代富士男君	同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和五十三年度公正取引委員会年次報告書を受領した。	菅野 儀作君 浅野 拡君	国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査報告書
辞任 補欠	多田 省吾君 原田 立君	菅野 儀作君 浅野 拡君	昭和四十二年以後における地方公務員等共済
外務委員	一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	三治 重信君 柳澤 鍊造君	
辞任 補欠	菅野 儀作君 浅野 拡君	内閣委員	
菅野 儀作君 浅野 拡君	田 英夫君 秦 豊君	上田耕一郎君 山中 郁子君	
木島 則夫君 藤井 恒男君			
大蔵委員			
辞任 補欠			
浅野 拡君 菅野 儀作君			

組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書
 地方行政の改革に関する調査報告書
 検察及び裁判の運営等に関する調査報告書
 国際情勢等に関する調査報告書
 租税及び金融等に関する調査報告書
 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書
 教育、文化及び学術に関する調査報告書
 社会保障制度等に関する調査報告書
 労働問題に関する調査報告書
 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書
 農林水産政策に関する調査報告書
 産業貿易及び経済計画等に関する調査報告書

運輸事情等に関する調査報告書
 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査報告書
 建設事業並びに建設諸計画に関する調査報告書
 予算の執行状況に関する調査報告書
 昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書、昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書
 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書
 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査報告書
 災害対策樹立に関する調査報告書
 公害及び環境保全対策樹立に関する調査報告書
 交通安全対策樹立に関する調査報告書
 当面の物価等対策樹立に関する調査報告書

公職選挙法改正に関する調査報告書
 科学技術振興対策樹立に関する調査報告書
 航空機輸入に関する調査報告書

【参照】

指定された議席番号は左のとおり。

一 太田 淳夫君
 二 相沢 武彦君
 三 和泉 照雄君
 四 矢原 秀男君
 五
 六 渡部 通子君
 七 藤原 房雄君
 八 桑名 義治君
 九 内田 善利君
 一〇
 一一
 一二 塩出 啓典君
 一三 峯山 昭範君

一四 三木 忠雄君
 一五 柳澤 鍊造君
 一六 井上 計君
 一七 亀長 友義君
 一八 原田 立君
 一九 馬場 富君
 二〇 上林繁次郎君
 二一 阿部 憲一君
 二二 柄谷 道一君
 二三 三治 重信君
 二四 金丸 三郎君
 二五 遠藤 政夫君
 二六 中野 明君
 二七 矢追 秀彦君
 二八 田代富士男君
 二九 黒柳 明君
 三〇 栗林 卓司君
 三一 木島 則夫君
 三二 金井 元彦君

三三	河本嘉久蔵君	四九	新谷寅三郎君	六五	下条進一郎君	八一	吉田 実君
三四	鈴木 一弘君	五〇	上原 正吉君	六六	田原 武雄君	八二	斎藤 十朗君
三五	宮崎 正義君	五一	八木 一郎君	六七	高橋 圭三君	八三	上條 勝久君
三六	渋谷 邦彦君	五二	下村 泰君	六八	成相 善十君	八四	梶木 又三君
三七	柏原 ヤス君	五三	山田 勇君	六九	岩崎 純三君	八五	初村滝一郎君
三八	藤井 恒男君	五四	江田 五月君	七〇	後藤 正夫君	八六	稲嶺 一郎君
三九	中村 利次君	五五	円山 雅也君	七一	佐々木 満君	八七	山崎 竜男君
四〇	片山 正英君	五六	前島英三郎君	七二	森下 泰君	八八	安田 隆明君
四一	藤井 丙午君	五七	市川 房枝君	七三	最上 進君	八九	増田 盛君
四二	二宮 文造君	五八	青島 幸男君	七四	竹内 潔君	九〇	細川 護熙君
四三	白木義一郎君	五九	喜屋武眞榮君	七五	鈴木 正一君	九一	小林 国司君
四四	小平 芳平君	六〇	秦 豊君	七六	野呂田芳成君	九二	中山 太郎君
四五	多田 省吾君	六一	田 英夫君	七七	志村 愛子君	九三	大石 武一君
四六	中尾 辰義君	六二	有田 一寿君	七八	古賀雷四郎君	九四	郡 祐一君
四七	田淵 哲也君	六三	北 修二君	七九	中村 慎二君	九五	塚田十一郎君
四八	向井 長年君	六四	熊谷 弘君	八〇	原 文兵衛君	九六	江藤 智君

昭和五十四年十二月二十一日 参議院會議録第一号

九七	大谷藤之助君	一一三	平井 卓志君	一二九	中村 太郎君	一四五	加藤 武徳君
九八	熊谷太三郎君	一一四	山本 富雄君	一三〇	中西 一郎君	一四六	木村 睦男君
九九	源田 実君	一一五	中村 啓一君	一三一	坂元 親男君	一四七	丸茂 重貞君
一〇〇	二木 謙吾君	一一六	林 寛子君	一三二	寺下 岩蔵君	一四八	堀見 俊二君
一〇一	楠 正俊君	一一七	福島 茂夫君	一三三	青井 政美君	一四九	植木 光教君
一〇二	鍋島 直紹君	一二八	藤井 裕久君	一三四	安孫子藤吉君	一五〇	小澤 太郎君
一〇三	山東 昭子君	一二九	降矢 敬義君	一三五	石破 二郎君	一五一	岩動 道行君
一〇四	戸塚 進也君	一二〇	高平 公友君	一三六	藤田 正明君	一五二	町村 金五君
一〇五	夏目 忠雄君	一二一	衛藤征士郎君	一三七	嶋崎 均君	一五三	玉置 和郎君
一〇六	望月 邦夫君	一二二	浅野 祐君	一三八	桧垣徳太郎君	一五四	長谷川 信君
一〇七	堀内 俊夫君	一二三	宮田 輝君	一三九	石本 茂君	一五五	伊江 朝雄君
一〇八	増岡 康治君	一二四	藤川 一秋君	一四〇	世耕 政隆君	一五六	
一〇九	田代由紀男君	一二五	福岡日出麿君	一四一	鈴木 省吾君	一五七	
一一〇	岩上 二郎君	一二六	鳩山威一郎君	一四二	久次米健太郎君	一五八	柿沢 弘治君
一一一	前田 勲男君	一二七	桑野 章君	一四三	上田 稔君	一五九	糸山英太郎君
一二二	三浦 八水君	一二八	林 道君	一四四	徳永 正利君	一六〇	遠藤 要君

一六二	斎藤栄三郎君	一七七	久保 亘君	一九三	安永 英雄君	二〇九	安武 洋子君
一六三	森田 重郎君	一七八	案納 勝君	一九四	片岡 勝治君	二一〇	大森 昭君
一六四	野末 陳平君	一七九	大鷹 淑子君	一九五	園田 清充君	二一一	松前 達郎君
一六五	降矢 敬雄君	一八〇	井上 吉夫君	一九六	土屋 義彦君	二一二	穂山 篤君
一六六	堀江 正夫君	一八一	大島 友治君	一九七	長田 裕二君	二二三	山中 郁子君
一六七	真鍋 賢二君	一八二	岡田 広君	一九八	河野 謙三君	二二四	小巻 敏雄君
一六八	高杉 勉忠君	一八三	粕谷 照美君	一九九	安井 謙君	二二五	内藤 功君
一六九	村沢 牧君	一八四	片山 甚市君	二〇〇	秋山 長造君	二二六	安恒 良一君
一七〇	勝又 武一君	一八五	目黒今朝次郎君	二〇一	曾ヶ久保重光君	二二七	吉田 正雄君
一七一	永野 嚴雄君	一八六	浜本 万三君	二〇二	瀬谷 英行君	二二八	大木 正吾君
一七二	高橋 誉富君	一八七	菅野 儀作君	二〇三	山崎 昇君	二二九	丸谷 金保君
一七三	坂野 重信君	一八八	山内 一郎君	二〇四	小野 明君	二三〇	神谷信之助君
一七四	亀井 久興君	一八九	西村 尚治君	二〇五	坂倉 藤吾君	二三一	橋本 敦君
一七五	広田 幸一君	一九〇	内藤誉三郎君	二〇六	佐藤 三吾君	二三二	志苦 裕君
一七六	矢田部 理君	一九一	和田 静夫君	二〇七	下田 京子君	二二三	福岡 知之君
		一九二	松本 英一君	二〇八		二三四	森下 昭司君

昭和五十四年十二月二十一日 参議院会議録第一号

二四〇	川村 清一君	二三五	青木 薪次君
二三九	竹田 四郎君	二二六	野田 哲君
二三八	小谷 守君	二二七	対馬 孝且君
二三七	佐藤 昭夫君	二二八	小笠原貞子君
二三六	立木 洋君	二二九	香脱タケ子君
二三五		二三〇	赤桐 操君
二三四	宮之原貞光君	二三一	大塚 喬君
二三三	寺田 熊雄君	二三二	山小 一平君

二四一	田中寿美子君
二四二	野口 忠夫君
二四三	栗原 俊夫君
二四四	渡辺 武君
二四五	市川 正一君
二四六	藤田 進君
二四七	村田 秀三君
二四八	吉田忠三郎君
二四九	戸叶 武君
二五〇	小柳 勇君
二五一	阿具根 登君
二五二	加瀬 完君
二五三	河田 賢治君
二五四	宮本 顕治君
二五五	上田耕一郎君

昭和五十四年十二月二十一日 参議院会議録第一号

明治三十五年三月三十一日
第五種郵便物認可

定価 一部三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)
〒107